



移動サービス 創出に係る 普及事例集



静岡県健康福祉部

令和2年3月

掲載事例等の問合せ先一覧

頁	名称 / 問合せ主体	住所	電話番号 eメール
P14	御殿場の取組 / 御殿場市役所 健康福祉部長寿福祉課長寿福祉 スタッフ	御殿場市萩原483	0550-83-1463 kaigo@city.gotemba.lg.jp
P18	島田市の取組 / 島田市包括ケア 推進課	静岡県島田市中河町283-1	0547-34-3296 houkatsu@city.shimada.lg.jp
P22	湖西市の取組 / 湖西市長寿介護 課	湖西市古見1044	053-576-1212 kourei@city.kosai.lg.jp
P44	(特非)がんばらまいか佐久間	浜松市天竜区佐久間町佐久間 429-1	053-965-1100 npo-sakuma@image.ocn.ne.jp
P46	(福)菊川市社会福祉協議会	菊川市半済1865	0537-35-3724 info@kiku-syakyou.or.jp
P48	(特非)ワーカーズ・コレクティ ブ「ケアびーくる」	神奈川県大和市つきみ野4-5 つきみ野ビレジB2-205	046-274-8288 yamato.wa1998@gmail.com
P50	もり移動支援調整センター/ (福)森町社会福祉協議会	森町森50-1	0538-84-6556
P52	高齢者福祉交通システム「パサ ディナ号」/パサディナ区自治会	函南町上沢955-282	055-979-0339(小俣成氏)
P54	左近山おでかけワゴン/(特非) オールさこんやま	横浜市旭区左近山1-31-101	045-744-6585 sakonseikatsu@sage.ocn.ne.jp
P56	森の里ぐるっと/(一社)厚木ぐ るっと	神奈川県厚木市森の里青山 14-1 青山アベニュー101	080-5198-3204 takakuraminoru@yahoo.co.jp
P58	福口ウはやぶさ隊/(福)駿河会 特別養護老人ホーム晃の園	静岡市葵区富沢1542-39	054-270-1210 hikarinosono@surugakai.net
P60	いくべえカー / 佐野川の足を考 える会	相模原市緑区佐野川2473	090-7268-7543(杉本)
P62	とちくぼ買い物クラブと外出支 援事業 / 秦野市役所高齢介護課	神奈川県秦野市桜町1-3-2	0463-82-7394(直通) kourei@city.hadano.kanagawa.jp
P64	藤枝市「地域支え合い出かけっCARサービス支援事業」		
	1. 藤枝市役所健康福祉部地域包 括ケア推進課	藤枝市岡出山1丁目11-1	054-643-3225
	2. 藤枝市社会福祉協議会地域支 援課地域福祉係	藤枝市岡部町内谷1400-1 藤 枝市福祉センターきすみれ内	054-667-2940
P66	ゆめバス / 島田市生活安心課	島田市中央町1-1 島田市役所 本庁舎4階	0547-36-7144 anshin@city.shimada.lg.jp
P68	岩沢コミュニティバス / 小千谷 市観光交流課地域振興係	新潟県小千谷市内 1-13-20	0258-83-3512
P70	かんなみおでかけサポート/(福) 函南町社会福祉協議会	函南町平井717-28 函南町保 健福祉センター2階	055-978-9288(代表) chiiki-info@kannami-syakyu.jp
P72	移動支援型訪問サービス「おのりん カー」/(福)小野市社会福祉協議会	兵庫県小野市王子町801	0794-63-2575 tiiki@ono-shakyo.or.jp
P74	竹田津くらしのサポートセンター かもめ/(福)国東市社会福祉協 議会福祉支援課	大分県国東市安岐町下山口 38-1	0978-64-7100

はじめに

少子高齢化が進行する中、団塊の世代が75歳を迎える「2025年」に向けて、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・日常生活上の支援が包括的に提供される、地域包括ケアシステムの深化が、重要な課題となっています。

その中でも、多くの地域で移動手段の確保が高齢者の生活上の課題として、挙げられています。公共交通機関網はあってもバス停や駅までの移動手段がない場合や、バスの路線網はあっても行きたい時間に運行していない等の声があり、移動に対するニーズも多様化しています。

このため、県では、公共交通機関等も含めた関係者の協議の場を設け、課題の集約や支援策の検討等を行うとともに、制度理解や安全運転の向上を図る説明会・講習会を開催し、移動サービス創出に向けた取組を行ってまいりました。

本年度は、人口や地形、居住形態など、地域特性の異なる3地区（御殿場市、島田市、湖西市）をモデル地区として、移動サービスの創出に取り組み、有識者、関係者等で検証を行うとともに、モデル地区の事業報告会を開催しました。

次年度以降に、県内各地で移動サービスが創出されるよう、本年度のモデル事業の移動サービス創出プロセスや先進事例、関連制度等をまとめた事例集を発行することといたしました。

移動サービスの立ち上げや継続に困ったときなど、この事例集が解決の一助となり、一人でも多くの高齢者の皆様が行きたいときに行きたい場所に行くことができる移動サービスの仕組みづくりを目指し、県として引き続き取組を進めてまいります。

令和2年3月 静岡県健康福祉部福祉長寿局長 山内 章司

目次

はじめに	1
1 高齢者を取り巻く環境、移動サービスの必要性	4
(1) 高齢化の現状	
(2) 地域の交通の状況	
(3) 住民主体の移動サービスの必要性	
2 道路運送法と移動サービスの関係	6
(1) 道路運送法上の取扱い	
(2) 自家用有償旅客運送(道路運送法第79条に基づく登録)	
(3) 道路運送法における許可又は登録を要しない運送	
3 移動サービス創出までのプロセス	8
(1) 住民主体の移動サービス創出までのプロセス	
(2) 実施主体の組織化	
4 移動サービス創出支援事業によるモデル自治体の取組状況	12
(1) 移動サービス創出支援事業について	
(2) 実証実験の取組概要	
御殿場市: 社会福祉法人と協働した買い物支援	
島田市: 家事・身辺援助一体型の外出支援	
湖西市: サロン送迎+買い物支援、外出支援	
5 移動サービス立ち上げの際に留意すること	26
(1) 安心安全のために	
(2) 立ち上げに当たって確認すること	
(3) 持続可能性を高めるために	

6	各地の取組事例紹介	42
	(1) 自家用有償旅客運送(公共交通空白地有償運送、福祉有償運送)(登録) ..	44
	県内 ・(特非) がんばらまいか佐久間／静岡県浜松市天竜区佐久間町	
	県内 ・(福) 菊川市社会福祉協議会／静岡県菊川市	
	県外 ・(特非) ワーカーズ・コレクティブケアびーくる／神奈川県大和市	
	(2) 住民主体の移動サービス(登録不要の活動)	50
	①住民等がインフォーマルに運行して外出支援をしている事例	
	県内 ・もり移動支援調整センター事業／静岡県森町	
	県内 ・高齢者福祉交通システム「パサディナ号」／静岡県函南町	
	県外 ・左近山おでかけワゴン／横浜市旭区左近山	
	県外 ・森の里ぐるっと／神奈川県厚木市	
	②社会福祉法人の「公益的な取組」の事例	
	県内 ・福ロウはやぶさ隊／静岡市葵区中藁科地区	
	県外 ・いくべえカー／相模原市緑区佐野川地区	
	県外 ・とちくぼ買い物クラブと外出支援事業／神奈川県秦野市栢窪地区	
	③市町等の車で運行している事例	
	県内 ・藤枝市「地域支え合い出かけ CAR サービス支援事業」／静岡県藤枝市	
	県内 ・「ゆめバス」(試運行中)／静岡県島田市鍋島地区	
	県外 ・岩沢コミュニティバス運行事業／新潟県小千谷市岩沢地区	
	④介護予防・日常生活支援総合事業の補助を活用した事例	
	県内 ・かなみおでかけサポート／静岡県函南町	
	県外 ・移動支援型訪問サービス「おのりんカー」／兵庫県小野市	
	県外 ・竹田津くらしのサポートセンターかもめ／大分県国東市竹津田地区	
7	移動サービスに関する制度・知識	76
	(1) 道路運送法上の取扱い	
	(2) 介護保険制度と移動サービス	
	(3) 道路運送法と介護予防・日常生活支援総合事業	
	(4) 総合事業による補助可能な経費	
8	参考資料	89
9	移動支援サービス創出会議の実施内容、委員名簿	93

1 高齢者を取り巻く環境、移動サービスの必要性

(1) 高齢化の現状

静岡県は、ピーク時(平成20年/387万5千人)から約16万人減少し、平成31年4月1日現在、約371万5千人です。高齢化率は29.1%で過去最高を更新し続けており、県内35市町全てで上昇傾向にあります(出典:令和元年度高齢者福祉行政の基礎調査)。

高齢化率が上昇することで、自分で運転することができない高齢者も増加しています。

(2) 地域の交通の状況

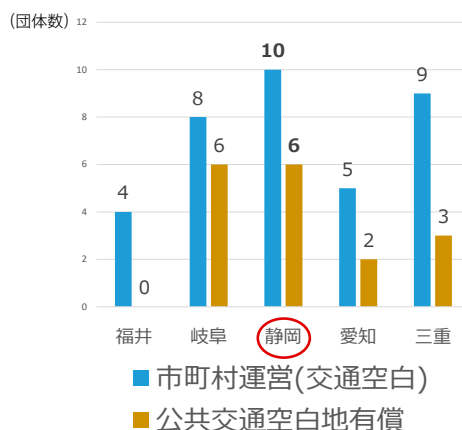
静岡県は新幹線や東名高速道路等の広域交通ネットワークが形成され、恵まれた環境にあります。

一方で、バスやタクシー等の乗務員不足の深刻化等により、地域の公共交通サービスの維持確保は厳しさを増しています。

路線バスやコミュニティバスが運行できない交通空白地域では、近年、市町がタクシー車両を用いて予約型のデマンド交通の導入等を行っています。これだけでは地域住民の移動手段を確保することは、困難な状況です。

そのような中、交通空白地域の住民や、外出が困難となっている要支援者等に必要な移動を確保するため、交通事業者以外が運行する自家用有償旅客運送(P6参照)が県内でも行われています。現在県内では、交通空白型^(※1)が16市町(実施主体:市町10、非営利団体6)、また障害のある人や要介護・要支援認定者等を対象とする福祉型^(※2)は34市町(実施主体:市町4、非営利団体30)で行われていますが、実施主体の形成や、安全運行の管理、制度の理解など、運行を始める上で様々な課題があります。

市町村運営有償運送(交通空白輸送) 全国 452 市町村
公共交通空白地有償運送 全国 124 団体



市町村運営有償運送(市町村福祉) 全国 109 市町村
福祉有償運送 全国 2,482 団体



国土交通省旅客課資料から作成(平成30年度末)

(※1)交通空白型:市町村運営有償運送(交通空白輸送)、公共交通空白地有償運送

(※2)福祉型:市町村運営有償運送(市町村福祉輸送)、福祉有償運送

(3) 住民主体の移動サービスの必要性

高齢者の移動手段としては、公共交通機関としてのバス・タクシーや、公共交通空白地有償運送や福祉有償運送、住民主体の移動サービス^(※)等、様々な種類のものがあります(P7参照)。これらのサービスは、お互いに補完し合うことで、地域に必要な交通手段の確保を行うことができます。

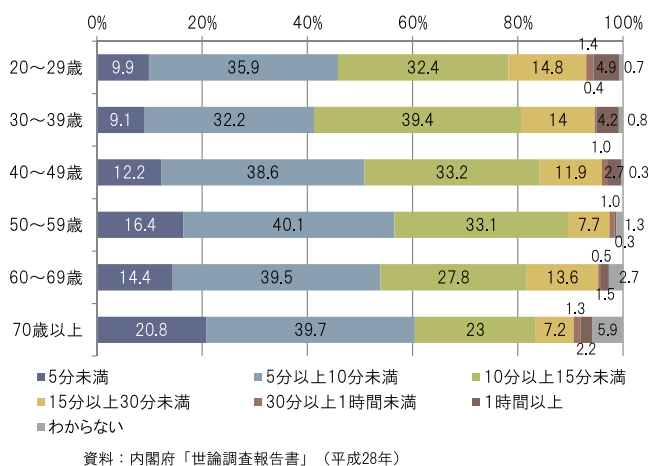
平成28年に内閣府が実施した「世論調査」では、自宅から駅やバス停までの許容距離として10分未満の数値を上げる70歳以上の方が6割を超えるなど、公共交通機関を利用するまでの移動手段の確保も課題となっています。高齢者の移動手段の確保を考えるに当たっては、交通部局と福祉部局との連携が必要であり、お互いに政策立案への参画や常日頃からの情報共有を行い、必要な交通手段の確保について、市町が市町全域の交通事情を見通し、計画を立てることも大切です。

また、平成26年に内閣府が実施した「高齢者の日常生活に関する意識調査」では、高齢者の外出時の課題として、「バスや電車等公共の交通機関が利用しにくい」という声も上がっており、公共交通機関以外の移動手段を求める声もあります。こうした中、住民の生活や生命を支えるために、地域住民自ら、あるいは市町等との協働の下で、様々な外出の支援活動に取り組む事例が増えています。平成27年には、介護保険制度の改正により、市町村事業となった介護予防・日常生活支援総合事業に訪問型サービスD(移動支援)(P84参照)という新たなサービス種別が創設され、この制度を活用した移動サービスもできるようになりました。また、社会福祉法人の地域における公益的な取組として、買い物支援やサロン送迎を行う地域も増えています。

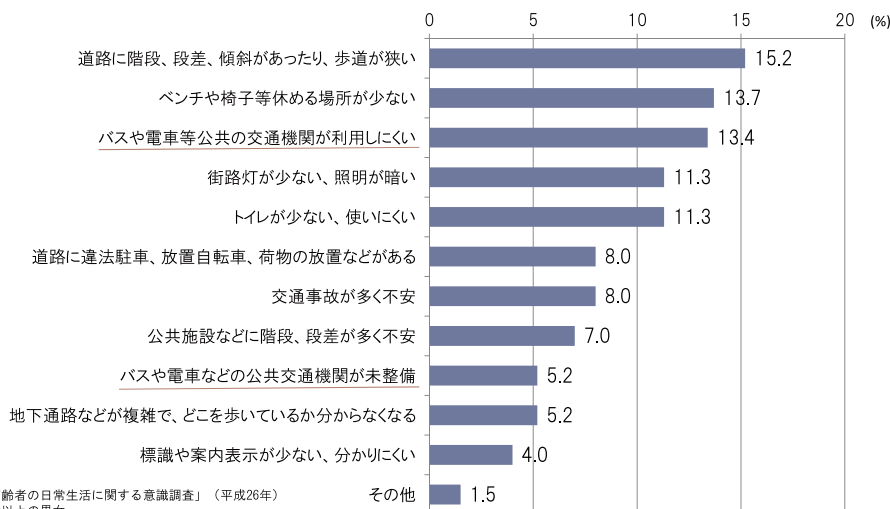
今後は、高齢者の方の利用者目線に立った、行きたいときに行きたい場所に行くことができる移動サービスの仕組みづくりをしていくために、公共交通機関に加えて、住民主体による移動サービスも必要となります。

(※)本書では許可又は登録を要しない助け合い活動を「住民主体の移動サービス」とする。

■年齢階層別にみた自宅から駅やバス停までの許容距離



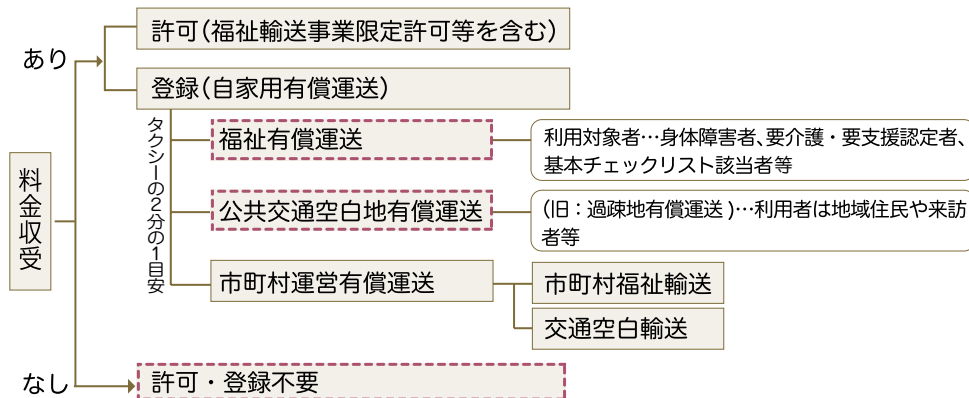
■高齢者の外出時の障害



2 道路運送法と移動サービスの関係

(1) 道路運送法上の取扱い

道路運送法では、料金收受の有無や対象者、地域特性等によって適用する制度が異なります。住民主体の移動サービスは、道路運送法に基づいて整理すると、下記の図ようになります(破線部分)。※概略は下の図のとおり。詳細はP79～82参照。



(2) 自家用有償旅客運送(道路運送法第79条に基づく登録)

自家用有償旅客運送は、バス、タクシーだけでは高齢者の生活を支える十分な輸送が提供されない地域において、住民等の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町やNPO等が自家用車(白ナンバー)を用いて有償で運送する仕組みです。バス相当、又はタクシー上限運賃の1/2程度を目安に運送の対価を受け取ることが可能です。

市町が運送主体となる「市町村運営有償運送(交通空白輸送)(市町村福祉輸送)」と、NPO法人等が運送主体となる「公共交通空白地有償運送」、「福祉有償運送」があります。(登録の流れや要件はP76参照)

「交通空白輸送」は、直接実施又は交通事業者に運行委託されるケースが多く、社会福祉協議会やNPO法人、まちづくり協議会等に委託するケースもあります。「市町村福祉輸送」は、社会福祉協議会へ委託されているケースが多くなっています。

(3) 道路運送法における許可又は登録を要しない運送

地域や地区ごとの移動ニーズに対応するために、ボランティアが地域の助け合い活動の一環で行う移動サービスも広がりを見せています。有償の運送に当たらない移動サービスについて、国土交通省から次頁のような通達が出されています(平成18年、30年一部改正)。(通達の解説はP81参照)

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」(国自旅 第338号 平成30年3月30日)より引用

(略)…それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが、主として、ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、許可又は登録が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例を示せば、次のとおりである。

(1)サービスの提供を受けた者(以下「利用者」という)からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合

(2)利用者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合

(3)当該運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用(同種の運送を行った場合には、運送目的、運送主体を問わず発生する費用に限る。)であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるもの(ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金)を負担する場合

(4)市町村が公費で負担するなど利用者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合など

<道路運送法上の取扱い整理表>

	対象地域が交通空白地のみ		利用対象者が要介護者のみ		法律上の明確な位置付けなし
法律上の呼称	市町村運営有償運送・交通空白輸送	公共交通空白地有償運送	市町村運営有償運送・市町村福祉輸送	福祉有償運送	住民主体の移動サービス
運行主体	市町村	NPO等	市町村	NPO等	住民ボランティア・住民団体等
ナンバー	白				
運転免許	1種免許でも可(要認定講習)				
対象者	不特定	限定(会員等)	限定(要介護者等)	限定(要介護者等)	不特定
利用者負担	有償(バス運賃が目安)	有償(タクシーの概ね1/2が目安)	有償(バス運賃が目安)	有償(タクシーの概ね1/2が目安)	ガソリン代実費等
概要と典型例	白ナンバーのコミュニティバス・乗合ワゴン・個別輸送	NPO等による住民の送迎サービス(相乗り・個別輸送、路線・路線無しなど様々)	自治体による障害のある人や要介護者の送迎サービス(福祉車両や一般車両を使用し相乗りも可)	NPO等による障害のある人や高齢者等の送迎サービス(福祉車両や一般車両を使用し、基本は個別輸送)	住民団体やボランティア等による、高齢者等の送迎サービス(送迎の対価としての利用者からの金銭等の受領は不可)



県として取組を進めていきたいもの(福祉有償運送、住民主体の移動サービス)

3 移動サービス創出までのプロセス

(1) 住民主体の移動サービス創出までのプロセス

住民主体の移動サービスは、公共交通の代わりに作ることを目的ではありません。「困っている人の生活支援」「元気な高齢者の介護予防」「地域コミュニティの維持・再生」など、地域づくりと支え合いの仕組みづくりが目的です。その視点に立って、移動サービスの規模や仕組みを決めていきます。

まず日常生活を送る地域で、具体的な課題と目指す方向性を共有する場が必要です。市町職員や社会福祉協議会、生活支援コーディネーター（SC）などがファシリテーターとして関わったり情報提供をしながら、住民が意思決定をしていく事例が増えています。

※各ステップは前後したり、繰り返したりして進んでいきます。

STEP 1 地域の現状やニーズの把握 / 勉強会

- 地域が直面している状況を知り、どのような地域にしていきたいかを話し合う
- 支え合いの活動の必要性を学ぶ
- アンケート調査等を元に高齢者のニーズを把握する

市町等の役割	SC・協議体 ^(※) 等の役割
ニーズの把握方法や方向性の提示	個別訪問、アンケート調査

STEP 2 地域資源の発見・調査

- つながれそうな人・組織・モノを探す、地域にある活動の見える化

市町等の役割	SC・協議体等の役割
地域資源の把握方法等の方向性の提示	地域資源の把握・見える化

STEP 3 移動サービスの必要性の検討・判断

- STEP 1、2をもとに必要なサービスを考える
- 移動・外出支援に取り組むかどうかを決める

市町等の役割	SC・協議体等の役割
利用者に必要なサービスの検討	利用者ニーズとそれに対応するサービス内容のすり合わせ

(※) 協議体…生活支援体制整備事業に基づく地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくり等を目的とした定期的な協議の場

Check Point **サロン等の居場所づくりから見極める移動ニーズ**
 サロン等が先にスタートし、その中でボランティアによる送迎を考えるという進め方もあります。

STEP 4 移動サービスの創出に向けて動き出す / ワークショップ、視察

- できるサービス、自分にできることは何かを考える
- 中心メンバーを組織化し、今後の計画を立てる
- 協力者・賛同者を増やす
- 関連する施策(交通サービスや福祉制度)、他の地域の情報を得る
- 先行地域を訪問し、サービスの仕組みや必要なモノ・条件を具体化する
- 必要に応じて交通事業者及び市町公共交通課等との調整を行う(道路運送法等の確認を含む)

実施主体の誕生

市町等の役割	SC・協議体等の役割	実施主体(担い手)
・視察先の選定 ・周知・広報 ・交通事業者等との調整	視察ツアー等の企画・運営	・ワークショップ、視察への参加 ・仲間作り

Check Point **住民自ら移動手段を確保する手法はいろいろある**
 住民が運営して交通事業者が運行する自主運行バス、住民が自ら運行する福祉有償運送・公共交通空白地有償運送、登録不要の活動等、住民にできることはいろいろあります。最近では、市町村運営有償運送を地縁組織が受託して運行する例なども出てきています。
自家用有償旅客運送の場合はP76参照

STEP 5 担い手を育て、安全確保の対策をとる / 講習会等

- 運転者育成講習会、保険の勉強会、先行地域の話聞く会など

市町等の役割	SC・協議体等の役割	実施主体(担い手)
・講習会等の開催企画 ・周知・広報	講習会等の開催による担い手の発掘	安全運転知識・技術の修得

STEP 6 仕組みと組織を固める

- 必要な資金、人、車両、拠点を確保する。仕組みのイメージを修正する
- 目的、対象者、活動頻度、サービス実施の流れなどを決める
- 会則、利用者と活動する人の位置づけなど組織の形を整える
- 連携する場合は協定書等の取り交わし
- 総合事業等の制度活用の可能性を検討(市町職員は要綱等を整備)

市町等の役割	SC・協議体等の役割	実施主体(担い手)
・支援制度の創設 ・住民への支援制度の説明、周知	支援制度と求められるサービスのすり合わせ	実際に実施できる内容かどうかの検証

Check Point**社会福祉法人の「公益的な取組を実施する責務」と移動・外出支援**

各地でデイサービスの空き車両を使って、買い物支援等を行う例が増えています。社会福祉法人が車両と運転スタッフを提供し、地域ボランティアが添乗するタイプと、車両のみを無償提供し、ボランティアが運転+添乗するタイプがあります。どちらも市町や社会福祉協議会からの働きかけが欠かせません。

STEP 7 モデル実施(試行)

- 利用したい人を募り、試行的に運行
- 利用者と運転者等の活動者の募集・登録をする
- 助成等の申請

市町等の役割	SC・協議体等の役割	実施主体(担い手)
実証実験の内容の検証	求められる移動サービスニーズの把握	実証実験の運行

Check Point**総合事業のうち移動・外出支援に活用できる類型**

- 通院や買物の送迎の場合は、訪問型サービスD(以下、訪問D)ケース1(通院、買い物等)(P84参照)のほかに、訪問型サービスB(以下、訪問B)に移動・外出支援を含むこともできます。
- 通所型サービスA・B・Cおよび一般介護予防事業では、送迎を当該サービスの一部として実施することが可能です。別の主体がこれらへの送迎を行う場合は、訪問Dのケース2(通所型サービスへの送迎)とすることも可能です。

STEP 8 モデル実施で見た課題を整理、点検し、対策を考えて本格実施へ**(2)実施主体の組織化**

サービス創出のプロセスの中でも、実施主体となる組織を作り、担い手を集めることは、多くの地域の共通課題です。ステップ1から5の進め方について、先行事例では概ね次の5つのタイプで進めています。

※多くの事例は①～⑤のいずれか1つではなく、2つ以上のタイプを組み合わせています。

① 住民ワークショップ型

市町の職員や、社会福祉協議会、生活支援コーディネーターが大まかなニーズ把握を行った上で、住民向けに説明会を開き、ワークショップを行います。直面している問題を可視化し、市町の対応方針を地域住民や関係団体に伝えて共有化します。具体的なニーズ把握に加えて、どのようなサービスがあったらいいか、各自にできることは何か、取り組む上での課題は何か、ど

のように進めていくかといったテーマで、マップ作りや事例検討、先行事例の情報収集、不安材料についての勉強会などを行います。ワークショップで動き出せそうな人を見つけたら、個別に声をかけ、集まる機会を作ってグループの形を作っていきます。

② 先進事例視察型

課題意識を持っている地区や団体、会議体が既にある場合には、ワークショップを繰り返さなくても、先進事例を視察しながら取組の方向性を見出すことができます。活動の母体となる組織や地域資源が似ている事例、規模や仕組みが参考になる事例、考え方が刺激になる事例などの実施地域を訪問し、自分たちのスタイルを検討していきます。モチベーションを高めるためには複数人で事例を把握するのがいいでしょう。先進事例の当事者の話をセミナー等で聞くことも有効です。

③ モデル地区立ち上げ型

市町内でモデル地区を決めます。市町や地域包括支援センターの職員、生活支援コーディネーター等が、地域ケア会議等の会議体や地縁組織等の会合に出席することで、地区のキーパーソンと接点を持ち、最初に動き出せそうな地区を選定するのが一般的です。モデル地区は、課題意識を持っている人や団体が見えている状態からスタートするため、いろいろな条件を整えることができますが、他の地区では同じ条件を満たすことはできないかもしれません。他の地区にも参考になるように意識しながら、モデル地区の選定や支援を行いましょ。

④ サポーター養成型

運転者や添乗者を養成する研修会を開催し、受講生の中から立ち上げの中心メンバーを見つけるタイプです。移動サービスをテーマとして研修会を開催するため、目的がはっきりします。ここでいう研修には、福祉有償運送の国土交通大臣認定講習のように、技能や心構えに関する課目だけでなく、地域の課題や住民主体の移動サービスを知り、立ち上げに必要な情報を得る内容を盛り込みます。幅広い人材が集まる可能性があり、立ち上げの中心メンバーを発見するきっかけにもなります。

⑤ 既存の組織やコミュニティ支援型

移動・外出支援の実施主体となる生活支援サービスの実施団体や、活動の活発な地縁組織が既にある場合は、その組織が新しい取組を始められるよう市町や生活支援コーディネーターなどと協議を重ね、担い手(従事者)育成を行いながら、サービスのイメージを構築していきます。

4

移動サービス創出支援事業による モデル自治体の取組状況

(1) 移動サービス創出支援事業について

中山間地におけるバス路線の廃止や、運転免許を返納する高齢者の増加など、高齢者の移動サービスに関するニーズが高まっています。

このため、静岡県では、これまで公共交通機関等も含めた関係者間の協議の場を設け、課題の集約や支援策の検討等を行ってきました。平成30年度は、制度理解や安全運転の向上を図る説明会・講習会を警察本部と連携して開催し、市町における移動サービス創出に向けた取組を行ってきました。

令和元年度は、運営者、移動先、地域など特性の異なる3地区（御殿場市、島田市、湖西市）を実現モデルとして、移動サービスの創出に取り組み^(※)、有識者、関係者等で検証を行い、地域にあったサービス創出パターンを整理し、事業報告会を通じて県内市町への横展開を図ることで住民主体による移動サービスの創出を支援しました。

(※)下記の項目を全て満たす御殿場市、島田市、湖西市を選定

①移動支援の運営者(担い手)がいること ②移動支援の住民ニーズがあること ③住民主体の移動サービスの実施につながっていないこと

(2) 実証実験の取組概要

市	運行地域※	実施主体	形態	実施内容
御殿場市	郊外 (玉穂地区)	市社会福祉協議会	乗合巡回 (広域)	運転ボランティアによる乗合場所からスーパーへの無償送迎を試行的に実施
島田市	中山間地 (金谷地区全域)	地区社会福祉協議会 内のインフォーマル サービス団体 (金谷応援隊)	個別送迎 (広域)	団体の会員による有償の生活支援サービスの一環として、自宅からスーパーや病院等への送迎を試行的に実施
湖西市	駅周辺 (表鷲津地区)	地区社会福祉協議会	乗合送迎 (近隣)	運転ボランティアによるサロン終了後の送迎ルートにスーパーも加え、サロンからスーパー、自宅への無償のルート送迎を試行的に実施
	駅周辺 (南上の原地区)	運転ボランティア	個別送迎 (近隣)	自宅からサロンへの無償送迎を試行的に実施

※実証実験時に限る

<参考>移動サービス創出支援事業における活動状況

NPO法人全国移動サービスネットワークを、当該事業のアドバイザーとして派遣するとともに、サービス創出に当たって必要になった運転者研修等、他の助成事業を活用して開催する等、支援を依頼しました。

	活動状況	派遣 人数 (延べ)
県	5月27日 第1回静岡県高齢者の移動サービス創出支援会議	1
	10月31日 第2回静岡県高齢者の移動サービス創出支援会議	1
御殿場市	移動サービス創出会議/玉穂買い物支援プロジェクト 開催回数13回 試運行6回	14
	12月9日、10日 福祉車両運転者研修(福祉有償運送・セダン等運転者研修)開催 ※マツダ移動支援応援プログラム助成事業を活用	7
島田市	移動サービス創出会議 開催回数6回 試運行9月～3月	10
	9月2日 運転ボランティア学習会(座学)	1
	10月10日 島田市第2回運転ボランティア学習会(実習)	3
	令和2年2月11日、18日 運転ボランティア養成研修 ※マツダ移動支援応援プログラム助成事業を活用	7
湖西市	移動サービス創出会議/学習会 開催回数 岡崎地区6回 表鷲津地区6回 試運行 岡崎地区3回 表鷲津地区3回	13
	10月3日、4日 運転ボランティア養成研修 ※ふじのくに壮年熟期活躍プロジェクト事業を活用	7

モデル自治体の取組状況

御殿場市

玉穂買い物支援プロジェクト 社会福祉法人と協働した買い物支援

玉穂地区⇄スーパー(マックスバリュ御殿場原里店)の かめさんデーに乗り合ってお買い物

お得な日!

背景

御殿場市玉穂地区は、人口9,941人 65歳以上人口2,665人、高齢化率26.8%です。
(参考)御殿場市人口88,257人、高齢化率24.3%

食料品を販売していた農協のスーパーが閉店しました。バス停まで遠く、徒歩圏内に日常生活用品やドラッグストアや衣類の販売店もなく、玉穂地区の車を持たない高齢者は買い物難民となっていました。



取組の経過(概要)

第2層協議体での会議や地域包括支援センターによる出張相談等で、近くに商店がない、バス停まで遠い等の理由で買い物に困っているという声が上がっていました。困っている地域の絞込みを行う一方、運転ボランティアたんぼぼ(社会福祉協議会が組織したボランティア組織)のメンバーに声をかけて、関係者で取り組みに向けたプロジェクトを発足し、試運行を重ねました。

活動を始めるに当たって取組んだこと

とにかく1回やってみよう! ということで、次のように進めていきました。

●先進事例の視察

御殿場市に適した移動支援の仕組みを作るため、6月19日に神奈川県秦野市柘窪地区での取組事例の視察を行いました。参加メンバーは、長寿福祉課、御殿場市社会福祉協議会、地域包括支援センター等7人。視察先現地では、柘窪地区の会長や運転・添乗ボランティア、利用者の話を直に聞くことができました。また、秦野市高齢介護課からは、庁内のすり合わせ、運輸支局とのやり取り、予算措置、運行に関するマニュアルの整備、協定書の締結等についてなど有益な話をうかがうことができました。御殿場市では、①車両を用意、②住民ボランティアによる運転と添乗、③集合場所から乗り合わせて買い物支援というイメージを共有することができ、「1回やってみよう。」と試運行への計画が進みました。



玉穂買い物支援プロジェクトには、運転ボランティアたんぼぼ、民生委員も加わり検討を始めました。

●試運行を重ねた

計6回の試運行を行いました。課題を抽出するために、参加者には当日ヒアリングによる意見聴取のほか、アンケート用紙と返信用封筒を渡して返信してもらうようにしました。

●運転ボランティア研修の開催

買い物支援プロジェクトの取組周知と運転・添乗ボランティアの拡充を目的に、国土交通大臣認定福祉有償運送・セダン等運転者研修を企画し広報したところ、定員を超える33人が受講しました(キャンセル待ちの人もいました)。



初日の講義の様子



2日目の車イス介助研修

創出された取組(試運転中)

- ・玉穂地区からマックスバリュ御殿場原里店に乗り合って買い物送迎
- ・車両は、社会福祉法人野菊寮の車両2台
- ・利用条件は地区内に居住する車を持たない65歳以上の方
- ・利用は登録した上で事前申込制
- ・料金は無料
- ・ボランティアが運転と添乗を担当

今後に向けて

試運行を実施した中畑北区(玉穂地区内)において、月3回のかめさんデーの本格運行をめざします。

試運行で蓄積してきたノウハウを、玉穂地区以外でも取り組めるようにマニュアル化し、買い物等困難地域の住民へ情報提供を行います。社会福祉協議会は、今後も活動に参加する住民に向けて運転や添乗ボランティア養成講座を計画しています。また、車両を提供できる社会福祉法人等と住民をつなぐ支援を行い、移動に制約のある住民の課題解決を図ります。

事業の協力・連携体制

玉穂地区住民ボランティア(添乗ボランティア、区長、民生委員等)、運転ボランティアたんぼぼ、社会福祉法人野菊寮、地域包括支援センター菜の花、御殿場市社会福祉協議会、御殿場市未来プロジェクト課、御殿場市長寿福祉課

御殿場市からのコメント

早い段階で先進地の視察を行い、移動サービス創出に向けたイメージやプロセスを掴むとともに、実証実験の企画段階から、民生委員や運転ボランティアにも加ってもらい、行政関係部局と一緒に取組を進めてきました。

また、方向性がある程度固まった段階から実証実験を繰り返し、実証実験を通じて取組内容を検証し、課題を改善するよう努めました。細かい部分や調整を社会福祉協議会が担い、対外的な文書を御殿場市(長寿福祉課)が担うなど、関係者間で得意分野を活かしながら役割分担が行えました。

この取組が実を結んだのは、地域のボランティアの皆様の協力と熱意があったからに他なりません。今後は他地域にも本プロジェクトが広がり、移動に課題を抱えている高齢者の方の支援ができるよう、市としても取組を進めていきます。

御殿場市

<取組の経過と課題への対応>

日程	項目	内容	参加者（下線は新規参加者）
4月23日	第1回打合せ	・県モデル事業趣旨説明 ・モデル対象地区現地確認	県、市長寿福祉課・ <u>未来プロジェクト課</u> 、市社協
6月10日	第2回打合せ	・先進事例説明 ・実施(案)について議論	第1回打合せメンバー+ <u>移動ネット</u>
6月19日	先行事例視察	・秦野市とちくぼ買い物クラブ	市社協、市長寿福祉課、 <u>デイサービスセンターすまいる</u> 、 <u>地域包括支援センター菜の花</u>
6月27日	第3回打合せ	・市から取組方針と秦野市の視察内容説明 ・プロジェクト名決定 ・実証実験の内容決定	第2回打合せメンバー+ <u>民生委員</u> 、 <u>運転ボランティア</u>
7月26日	第1回実証実験	・玉穂第2・第4団地とスーパーを結ぶ路線で実施 ・市社協・菜の花・民生委員が対象者に声かけ ・市社協が運転手とのマッチング、当日運営	第3回打合せメンバー+ <u>県地域交通課</u>
8月6日	第4回打合せ	・第1回実証実験の振り返り ・第2回実証実験の試行に向けて	第3回打合せメンバーと同じ
9月6日	第2回実証実験	・市社協の車両を2台使用して送迎 ・ピストン輸送を実施	第1回実証実験メンバーと同じ
9月17日	第5回打合せ	・第2回実証実験の振り返り ・第3回実証実験の試行に向けて	第4回打合せメンバー+ <u>対象地区区長・副区長</u>
11月6日	第3回実証実験	・玉穂第2・第4団地に中畑北区公民館もルートに追加して送迎 ・2台が別ルートで送迎	第2回実証実験メンバー+ <u>地域包括支援センターさくら通り</u>
11月15日	第6回打合せ	・第3回実証実験の振り返り ・第4回実証実験の試行に向けて	第5回打合せメンバー+ <u>野菊寮</u> 、 <u>玉穂地区地域福祉推進委員会</u> 会長
12月9日、10日	講習会	・福祉車両運転者研修	受講者33人
12月16日	第4回実証実験	・社会福祉法人の車両2台を使用して送迎 ・中畑北区住民は家まで送迎	第3回実証実験メンバーと同じ
12月26日	第7回打合せ	・第4回実証実験の振り返り ・第5回実証実験の試行に向けて ・運転講習会の報告	第6回打合せメンバーと同じ
1月16日	第5回実証実験	社福法人車両1台により中畑北区住民→玉穂第4団地	第4回実証実験メンバーと同じ
2月6日	第6回実証実験	→マックスバリュのルートで実施	第5回実証実験メンバーと同じ

玉穂買い物支援プロジェクト 社会福祉法人と協働した買い物支援

主な意見内容・課題等

- スケジュールが非常にタイト。スケジュールありきではなく、一緒に皆で考えながら進めていくべきではないか。
- 市の交通局:既存のバス路線とは別のルートで実施してもらいたい。
- 移動に関する困り事は他の地区からも出ているため、他地区との兼ね合いも考えるべき。
- まずは実証実験を行ってみるべきではないか。実施方法として乗り合う場所からスーパーまでがよいのではないか。
- 社会福祉法人にも計画段階から参画してもらおうと協力が得やすい。
- 住民ボランティアが中心になって活動している点が良い。
- 市の交通局:実証実験の路線は、一部路線バスと重複する部分があるが、実証実験の段階では問題ない。
- 料金は収受しないが、実証実験前に静岡運輸支局へ相談に行く必要があるのではないか(→県・移動ネットが運輸支局を訪問し、実証実験の実施内容について相談)。
- 地域包括支援センター、民生委員、運転ボランティアにも打合せに参加してもらい、第1回実証実験の内容を決定。
- 買い物時間は40分では短かった。付添ボランティアがどこまで買い物の手助けすべきか。
- 買い物が終わった後に待合場所がないので、実証実験の際には他の店舗に行くことも検討したい。
- ワゴン車の場合、運転できないボランティアもいるのではないか。
- ボランティアの人数が増えないと、名簿管理や付添支援等が難しくなる。買い物後に待っているスペースが必要。
- 市内の他店舗(マックスバリュ御殿場萩原店)はバス路線と重なるため、路線から外してもらいたい。
- ピストン送迎をする際、1回目と2回目の利用者者の名札の色を変える等、すぐに識別できるようにすると良い。
- 定員上限まで乗車すると、手押し車や荷物を載せるのが難しい。雨天時の対応、緊急時の連絡体制について。
- 社会福祉法人に協力してもらうためにはどうしたら良いか。
- 玉穂第2 & 第4団地に、北区コミュニティセンターを加えて実施するため、路線に問題ないか市交通局に確認。
- プロジェクトの周知方法(→案内チラシを全戸配布)。
- 次年度以降は運営主体を社福法人やボランティアの方をお願いするには、どのように仕組みを作るか。
- 車椅子が搭載されている車両は乗車しにくいいため、通常のワゴン車の方が良いのではないか。
- 実証実験は毎回午前中だが、午前中病院等に行く人も多いため、午後ではどうか。
- 運転手と添乗員の役割分担、ボランティアの保険、運転講習会の実施について。
- 自宅まで個別送迎する場合の車両は、高低差がある道や幅が狭い道も多いため、小さい車両が適しているのではないか。
- スーパー以外の行き先(カインズホーム等)、市内の他地域へのサービスの普及方法について。
- 次年度本格運行していく際の体制づくりについて(協定書や覚書の作成等)、第2層協議体を中心となって運営するか。
- 次年度から月3回のペースで本格運行していくために、協力してもらえるボランティアを増やす必要がある。
- 野菊寮では、イベント等と重なると車の提供ができないため、運行頻度を月3回に減らすか、他の社会福祉法人の協力を得る必要がある。
- ボランティアが慣れており、スムーズに行うことができた。
- 今後は中畑北区民が付き添い・受付を行い、運転手を玉穂地区のボランティアが担う。

モデル自治体の取組状況

島田市

「金谷応援隊」家事・身辺援助一体型の外出支援

生活支援サービス「金谷応援隊」による通院・買い物等の
外出支援サービス(ドア・ツー・ドア型)

背景

島田市金谷地区(旧金谷町)は、人口19,042人、65歳以上人口6,240人、高齢化率32.8%です。
(参考) 島田市人口98,290人、高齢化率30.9%

市街地は金谷駅もあり本数は少ないもののバスも運行していますが、郊外部の山間地は交通のアクセスが悪く、通院や買い物に不便な地域です。

取組の経過(概要)

金谷地区社会福祉協議会の「金谷応援隊」は、従来から助け合いの生活支援サービスを実施していました。これまでも、通院やお墓参り等の移動支援のニーズはありましたが、仕組みづくりの検討は進まず、実現には至っていませんでした。地域での助け合い活動として、利用者ニーズに応えようと市や市社会福祉協議会との協議を重ねていたこともあり、「金谷応援隊」を主体として活動をつくり出す方向で前向きな検討が進められました。

取組の内容(実証実験中)

金谷応援隊のサポーターが、既存の生活支援サービスに加え自家用車を使用して利用会員の通院・付添・買い物同行等を行いました。利用料 500円/1時間(送迎の対価としての料金は受領しない)

<生活支援サービス>

★利用料 1回 150円

① ゴミ出し

★利用料1時間 500円

② 買い物代行

③ 住居の清掃や家の周りの手入れ

④ 軽微な作業(電球交換・日曜大工)

⑤ 話し相手

⑥ 散歩や通院等の付き添い

⑦ 外出支援(付き添いが必要な方)

⑧ その他、日常生活に必要なサービス
で会長が認めるもの



令和元年9月から
このメニューを
追加して
実験取組みを開始

利用できる人

金谷地区に居住し、日常生活でサポートが必要で、かつ金谷地区社協のコーディネーターが認めた方

※チェックリストにより金谷応援隊コーディネーターが利用条件に当てはまるかを見極める

活動を始めるに当たって取組んだこと

数年前から外出支援のニーズがあり、市・市社協・金谷地区社協の3者で話し合いをしてきましたが、具体的な解決策を見出せずにいました。①地域で考えた方法が道路運送法に抵触しないか、②自家用車を活用するかどこから調達できるか、③保険等のリスク対応はどうするか、④公共交通事業者との調整は必要か。これらの課題に対し、できないことを考えるのではなく、できるために必要なことを具体的に解決していきました。

●外出支援サービスの手引き(令和元年9月実証実験)の作成

- ・外出支援を生活支援のメニューの中に包括し、サービスに必要な各種取り決め事や書類を整備
- ・金谷応援隊メンバーや利用者が安心して活動・利用できる体制づくり
- ・緊急時対応マニュアル/利用申込書と同意書/移動支援対象者確認シート/依頼書&報告書等

●金谷応援隊サポーター学習会

- ・9月2日 金谷応援隊学習会「住民参加でつくるくらしの足～全国の事例、制度と市民参加～」
「福祉的な視点を持った運転～利用者にやさしい対応/安全・安心な運行と緊急時の対応～」
- ・10月10日 金谷応援隊運転ボランティア講習会(運転&介助実習)

●サポーター拡大に向けて

- ・2月11日&18日 「外出支援サポーター養成講座」

今後に向けて

外出支援活動を持続可能なものにするために、応援隊の活動資金を安定的に確保することが必要です。特にコーディネーターの役割は重要で、担い手の拡充も必須です。ボランティア活動を支える団体への支援と、島田市における移動支援サービスの構築に向けて支援策を検討しています。

事業の協力・連携体制

金谷応援隊/金谷地区社会福祉協議会/金谷地区自治会連合会/大代地区自治会/島田市社会福祉協議会/高齢者あんしんセンター金谷/島田市包括ケア推進課/島田市生活安心課

島田市からのコメント

移動サービス創出に向けて、3年前から金谷地区社会福祉協議会と協議を重ねていましたが、車両の確保や運営維持、担い手の確保等の課題からなかなか実施に向けた一歩が踏み出せない状態でした。

こうした中、関係者が集まり、課題について皆で話し合い、一つ一つ丁寧に解決していくことで、実証実験を行うことができました。また、自治会の方々にも打合せの段階から入ってもらうことで、協力体制を築くことができ、関係者が一丸となって取組を行うことができました。

今後も、住民主体のこうした取組が市内全域に広がるよう、市としても支援していきたいと考えています。

<取組の経過と課題への対応>

日程	項目	内容	参加者（下線は新規参加者）
5月7日	事前打合せ	・県モデル事業趣旨説明 ・モデル対象地区現地確認	県、市包括ケア推進課、市社協、 <u>金谷地区社協</u>
6月10日	第1回打合せ	・先進事例説明 ・実施内容協議	事前打合せメンバー+移動ネット
6月24日	第2回打合せ	・選定地区議論 ・実施内容協議	第1回打合せメンバー+ <u>大代地区自治会長</u>
7月17日	第3回打合せ	・タクシー事業者との打合せ結果報告 ・実証実験実施案協議	第2回打合せメンバー+市生活安心課、自治会連合会 <u>金谷地区</u>
7月23日	金谷地区自治会打合せ	・金谷地区自治会へ県モデル事業趣旨説明 ・金谷地区社協打合せ	県、移動ネット、市包括ケア推進課、金谷地区社協+ <u>金谷地区自治会長</u> (17名)
8月7日	第4回打合せ	・実施内容協議	県、移動ネット、市包括ケア推進課・生活安心課、市社協、金谷地区社協、 <u>地域包括支援センター</u> 、自治会連合会金谷地区、大代地区自治会長
9月2日	講習会	・金谷応援隊学習会	受講者約25人
9月2日	第5回打合せ	・実施内容協議	第4回打合せメンバーと同じ
10月10日	講習会	・金谷応援隊運転ボランティア講習会(運転&介助実習)	受講者10人
11月29日	第6回打合せ	・実証実験の様子について ・サポーター養成講座について	第5回打合せメンバー+ <u>金谷応援隊サポーター</u>
9~2月	実証実験	金谷応援隊による生活支援サービスの提供(自家用車に同乗しての外出支援を試験的に解禁)	金谷地区社協(金谷応援隊)、 <u>金谷応援隊コーディネーター</u> 、応援隊サポーター、 <u>金谷応援隊利用登録者</u>

「金谷応援隊」家事・身辺援助一体型の外出支援

主な意見内容・課題等

- 移動サービスの実施に向けて、3年前から市の担当者と金谷地区社協が中心となって動いているが、実現には至っていない。
- 住民からは、公共交通では不便という声も聞いており、個別に対応できる移動支援を検討している。
- 平成28年に実施した市の調査では、病院への送迎や買い物支援に対して住民ニーズが大きかった。
- 車両の確保や維持、資金、福祉有償運送に登録する場合の手続き、地域の交通機関との摩擦、事故の際の補償、ボランティアの募集方法等、課題は山積している。
- 車がないから通いの場に参加できないという声が多い。
- 住民ニーズが様々であるため、ニーズを絞りきれしていない。
- 車両の確保、事務経費、担い手の確保、住民への周知方法が課題であり、地区社協としては、実施していくにあたり公的支援が必要。
- 大代地区内の住民から、何かやってくれるのかと期待されているため、県からこの事業について直接住民に説明してほしい。
- 個人の車両だけでは運営が難しいため、市から補助を出してもらうことはできないのか。
- 市も本事業を支援しているということを自治会に伝えてほしい。
- 打合せには金谷地区の自治会員も入れた方が良い。
- 対象者の選定要件、利用料、年会費の受領等について。
- 自治会連合会への話の通し方について(大代自治会としては、できるだけ早い段階で相談してほしいという意見がある一方、自治会連合会としては、移動サービスの形ができてから案をもってきて欲しかったという意見あり)。
- 事故の際の保険について(令和元年7月から創設された損保ジャパンの「移動支援サービス専用自動車保険」を利用すべきという意見もあり)。
- 自治会との調整が課題であったが、県及び市から本事業について説明を行うことで自治会からの協力を得られることとなった。
- 「移動支援サービス専用自動車保険」は料金が安い。金額的に導入は難しい。
- 運転ボランティアの要件について(20代は事故率が高いため、「運転歴10年以上」という要件を設け、対象から外した方が良い)。
- サポーターの年齢要件について(75歳未満とすべきか、「原則」を入れるべきか)。
- 市の方針を示すとともに、市が支援するという形を示して欲しい。
- 運転手のアルコール及び健康チェックについて(静岡運輸支局から指摘があったため、追加)。
- 利用者が大幅に増加した場合の金谷応援隊の受入体制について(実証実験の段階では、幅広く声かけを行うのは避けた方が良いのではないか)。
- 自治会への報告について(ある程度実証実験が終わった段階で、市から事業内容について説明すべき)。
- 支援時間は原則2時間として対応したほうが良い、利用回数は原則月2回までとする。
- 事前に依頼された内容のみ対応する(その他はコーディネーターに相談)。
- 2月中に外出支援サポーターの養成講座を行うこととした。
- 民生委員を兼ねている応援隊メンバーから民協へ説明をし、潜在的なニーズを把握していきたい。
- 利用者に大変喜ばれているため、サポーターも嬉しい。買物代行では味わえない、店舗で商品を選べる楽しさがある。
- 支援時間が長くなってしまったり、サポーターによって対応が統一されていない。→ルールの明確化
- 「移動」ではなく、「外出」の支援が目的であることを徹底する必要がある。

モデル自治体の取組状況

湖西市

サロン送迎+買い物支援、外出支援

乗り合わせてサロンからお買い物(表鷺津)& ドア・ツー・ドアでサロン等の送迎(南上の原)

背景

湖西市は静岡県最西端に位置し、人口59,656人(令和元年12月末)、高齢化率27.4%です。表鷺津地区は、人口4,711人、高齢化率18.6%。南上の原地区は人口7,117、高齢化率23.3%。

表鷺津地区、南上の原地区は市街地にあり、JR東海道線の駅や公共施設・スーパーマーケットもあり、湖西市の中では比較的便利なところですが、しかし車を持たない高齢者にとっては歩いて行くことができる距離にはなく、不便といえます。

取組の経過(概要)

湖西市では、サロンや居場所を積極的に展開していますが、歩いてくることのできる人が対象です。表鷺津いきいきサロンでは、場所を多目的ホールに変えてからは遠方者を対象に社会福祉協議会のマイクロバスで送迎を行っており15~20人が送迎バスを利用しています。送迎を利用するサロン参加者の中には日常的な買い物にも困っている方がいることから、サロン終了後に会場に隣接するショッピングセンターに寄ってから自宅に送ることはできないかを推進会議で検討しました。また岡崎地区(上ノ原、南上の原)においては、居場所やサロンに行きたくても行くことができない人への支援が出来ないかと協議体で意見が出されていました。



湖西市社会福祉協議会のマイクロバスで送迎し、買い物中

活動を始めると同時に取組んだこと

●学習会とワークショップ

- ・岡崎地区第2層協議体と表鷺津地区移動支援推進会議で検討をスタートしました。
- ・初めは何をして良いか戸惑っていた住民の方々でしたが、学習会とワークショップを重ねる中で、地域の課題に気づき、自分たちで取り組めることを考えるようになりました。

●ニーズ調査

地域で移動困難な人のマップを作成したり、サロンに来る人が移動に困っていないか、サロンの帰りに買い物に行きたいか等のアンケート調査を行ったりしました。

●運転ボランティア養成研修と住民意識の高まり

運転ボランティア養成研修には、これまで検討してきたメンバーを中心に22人が参加しました。参加者は研修で具体的な活動を体感し、外出支援の仕組みづくりに向けて大きく前進しました。

●運転ボランティア養成研修の参加者アンケートより

Q. 今後地域で何か活動をしたいと思いませんか				
活動意向がある	ない	どちらでもない	回答なし	合計
16	1	1	4	22

取組の内容

①表鷲津いきいきサロン送迎+買い物支援

- 11月8日、12月11日、1月17日の3回の実験運行
- サロン終了後、ショッピングセンターへ行き、30分ほど買い物をした後、自宅近くまでバスで送迎
- サロン申込みの際に買い物も希望を取る。各回5～6人が利用
- 社協マイクロバスをボランティアが運転し、付添い見守り支援もボランティア等が実施



お買い物を終えて自宅近くまで送ります

②南上の原いきいきサロン送迎+外出支援

- 運転ボランティアの自家用車によるサロン送迎(運転ボランティア2名)
- 10月27日、12月17日、2月3日のいきいきサロンにおいて、3回の実験運行
- 民生委員さんが付添いを担当
- 各回2～4人が利用(利用者負担はなし)



いきいきサロンの様子

今後に向けて

表鷲津地区のサロン送迎と買い物支援は次年度も継続する予定です。いいききサロンの様子
南上の原地区では、サロンの送迎に加えて地区内の外出困難な人の通院や買い物支援に範囲を広げること視野に入れ、組織や仕組みづくりに向けて検討が始まりました。

事業の協力・連携体制

岡崎地区・協議体メンバー/表鷲津地区移動支援推進会議/湖西市社会福祉協議会/湖西市長寿介護課/湖西市産業振興課



南上の原のサロン送迎

湖西市からのコメント

市内2地区を対象地区として選定し、移動サービス創出に向けた関係者との打合せを実施してきました。同じ市内でも地域ニーズが異なり、求められるサービスも異なるため、関係者との協議がうまく進むことばかりではありませんでしたが、仮に反対意見が出たとしても、粘り強く対話を重ね、まずは一度実証実験を行ってみることが大切だと感じています。

湖西市では、現在実証実験を実施している以外の地区でも、移動サービスに対する意識が高まっており、住民主体の移動サービスの実証実験が始まろうとしています。また、今年度は、モネ・テクノロジーと自動運転社会に向けた次世代モビリティサービスに係る業務連携協定を締結するなど、最新のICT技術を活用した取組も始まろうとしており、今後も公共交通部局とも連携しながら、高齢者の交通手段の確保に向けた取組を支援していきたいと考えています。

湖西市

<取組の経過と課題への対応>

日程	項目	内容	参加者 (下線は新規参加者)
5月8日	第1回打合せ	・県モデル事業趣旨説明 ・モデル対象地区現地確認	県、市長寿介護課・産業振興課、市社協、表鷺津地区社協
6月5日	第2回打合せ	(表鷺津地区) ・事例紹介 ・現地確認	第1回打合せメンバー+移動ネット
		(岡崎地区) ・事例紹介 ・現地確認	第1回打合せメンバー+移動ネット
6月26日	第3回打合せ	(表鷺津地区) ・事例紹介 ・グループワーク	第2回打合せメンバーと同じ
		(岡崎地区) ・事例紹介 ・グループワーク	第2回打合せメンバーと同じ
7月22日	第4回打合せ	(表鷺津地区) ・事例紹介 ・グループワーク	第3回打合せメンバーと同じ
		(岡崎地区) ・事例紹介 ・グループワーク	第3回打合せメンバーと同じ
10月3日、4日	講習会	・運転ボランティア養成研修	受講者22人
10月4日 & 27日	(南上の原地区) 打合せ&第1回実証実験	・第1回実証実験の打合せ ・自宅からサロンへの個別送迎の実施	第4回打合せメンバー+南上の原移動応援隊(仮)
11月8日 & 12月11日	(表鷺津地区) 第1回&第2回実証実験	・サロンからスーパーまでの乗合送迎の実施	第4回打合せメンバー+表鷺津地区社協
12月12日 & 17日	(南上の原地区) 打合せ&第2回実証実験	・第2回実証実験の打合せ、規約について検討 ・自宅からサロンへの個別送迎の実施	市長寿介護課、市社協、南上の原移動応援隊(仮) 県、移動ネット、市長寿介護課・産業振興課、市社協、南上の原移動応援隊(仮)
1月17日	(表鷺津地区) 第3回実証実験	・サロンからスーパーまでの乗合送迎の実施	市長寿介護課、産業振興課、市社協、表鷺津地区社協
1月22日 & 2月3日	(南上の原地区) 打合せ&第3回実証実験	・実証実験打合せ、規約について検討 ・自宅からサロンへの個別送迎の実施	市長寿介護課、市社協、南上の原移動応援隊(仮) 県、移動ネット、市長寿介護課、市社協、南上の原移動応援隊(仮)

サロン送迎+買い物支援、外出支援

主な意見内容・課題等

- コミュニティバスだけでは、市内の生活圏を網羅していない。
- バス路線では、対象者の選定が難しい(全ての人のニーズを満たすように設定すると、利用者が少なくなる)。
- 地区社協でサロン送迎はしているが、買い物送迎はない。
- 現在地区社協で実施しているサロン送迎は、年6回だが、もっと増やしてほしいという声がある。
- 毎週水曜日に開催している居場所への送迎がない(→実施を検討)。
- 車両の確保や保険等の問題がある(⇔まずはやってみて、走りながら考えていきたい)。
- 知らない人の車には乗れないという人もいる(→まずは人を集め、顔見知りになってもらう必要があるのではないか)。
- 「移動に困っているニーズは特にない」という意見が多数、表鷲津地区で実施するのが適切なのか(他にもっと移動支援に困っている地区があるのではないか)。
- 表鷲津地区が選定される前に、事前に話をしてもらわないと困る。
- 打合せを行う際には、事前に資料の送付や主旨説明をすべき、本事業を自治会で担うのには限界がある。
- 病院までの移動手段がない、坂道や道幅が狭い道路もあるため、移動に困っている高齢者も多い。
- 住民ニーズ調査では、現状では移動に困っていないという意見が多い。
- 表鷲津地区で実施をすべきかどうか(→今後ニーズ調査の内容を集計し、実施すべきかどうかを含めて検討する)。
- 自治会をはじめとした、地元組織との調整について、継続性を考えると有償の方が良いのではないかと。
- 担い手の養成(→10月に運転ボランティア養成研修開催へ)。
- 対象地区は上ノ原地区以外にも、南上の原地区が良いのではないかと(→その後、南上の原地区での発足に向け動き出した)。
- 打合せで、運転者、介助者、送迎時間、コースなどを検討。
- 実証実験の当日利用者は1名。
- 潜在的な送迎需要に対する対応について検討(今回のサロンへの参加者は、ほぼ全員自力で歩くことができる方)。
- 利用者への周知方法(今回は、サロン送迎利用者に、当日利用希望有無について確認)。
- 今回のスーパー以外への送迎先、付添ボランティアについて。
- 30分間で設定したが、スーパーに併設しているお店を利用している人もいて買い物時間が短いという声もあった。
- 打合せで、対象者や料金の検討。
- 実証実験の当日利用者は4名。
- 次年度から本格運行していく際に、どのように組織化をしていくのか(森町で実施している「移動支援調整センター」の実施例を参考に実施を検討)。
- 利用者は5名(3回目の人が2名、2回目の人が3名)。
- 「利用者の便利でありがたい」という感想に今後行うことにした。
- 大型免許が必要なので運転ボランティアの確保が課題。
- 送迎対象者、送迎の範囲、料金の検討、運転ボランティアの確保について検討。
- 次年度から本格運行していく際に、どのように組織化をしていくのか(実証実験同様、無償送迎にするのか、生活支援サービスの一環として実施し、有償にするのか等)。

5 移動サービス立ち上げの際に留意すること

(1) 安心安全のために

① 事故が起きたときの責任や保険が不安で手があがらない？

移動サービスの実施に当たっては、事故やアクシデントを未然に防ぐ取組や、起きてしまった場合の備えをすることが欠かせません。

- * 事故時の対応は団体として行うのが基本です。運転者一人が全責任を負うわけではありません。
- * ドライブレコーダーの設置、適性診断の活用などを検討する団体も増えています。
- * 最大のリスクは過信であり、気付き、正しい知識、情報を得るために、運転者講習を定期的
に開催するなどして安全運転対策に努めましょう。
- * 万が一の事故に備え、各種の保険が用意されています。

② いろいろな人材育成講習プログラム

利用者、担い手、それぞれの家族が、安心して利用し、実施し、送り出せるよう対策を取るためには、安全運行が大切であり、その対策の一つが人材育成講習です。サービスを担う人材を集め、不安を軽減し、意識を高め、知識や技術を身に着けることを目的として開催されます。

実際に行われている講習にはいろいろな種類があります。内容はもちろん、所要時間も半日程度の講習から3日間かかるものまで様々です。受講者の傾向や要望に合わせて、あるいは参加者が集まりやすいように、回を追うごとにカリキュラムを変更しているケースもあります。介護予防・日常生活支援総合事業の補助等を活用する場合は、市町が定めた研修を修了していることが従事者の要件になることが多いものの、これも市町によって内容は異なります。

<各地で開催されている研修のカリキュラムの例>

- 1 運転者向け／座学／2時間半程度
- 2 運転者向け／座学＋介助実技／半日程度
- 3 運転者向け／座学＋運転実技（所内）＋介助実技／1日程度 ※所内講習
- 4 運転者向け／座学＋運転実技（路上）＋介助実技＋グループ討議／半日×3日
※（認定講習込み）
- 5 運転ボランティア向け／座学＋運転実技（路上）＋介助実技／1日程度
添乗ボランティア向け／座学＋介助実技／半日

◆「4」のうち、福祉有償運送運転者講習とセダン等運転者講習のカリキュラム

講習実施内容

福祉有償運送運転者講習・セダン等運転者講習

標準カリキュラム（福祉有償運送運転者講習）

	時間	形式	科目名	目的	講習の内容
1	50分	講義	移動サービス概論	移動サービスの歴史・社会的役割・位置付けを理解する。 移動サービスに関連する最新の法律・制度を学ぶ。	安全ルールの遵守等道路交通法、道路運送法その他福祉有償運送の実施に当たり必要となる関係法令等の基礎的な知識等に関すること。
2	50分	講義	リスクへの備えと対応	サービス中に起こりうる利用者の体調不良や事故等への対応について学ぶ。	日常点検等安全・安心な運行に必要な基礎知識、交通事故や利用者の体調不良等の緊急時に的確に対応するための知識や方法等に関すること。
3	50分	講義	移動サービスの運転に必要な知識と心構え	移動サービスにおける運転の心構え、運転技術のあり方、知識、安全運転への基礎知識を習得する。	安全運転の基礎知識及び運転時における適性や基本的な動作、利用者の乗車時における運転方法等に関すること。
4	50分	講義	移動サービスの利用者を理解する	移動サービスを利用する障害者・高齢者の状態を理解し、権利保障について学ぶ。	障害についての知識及び利用者理解に関すること。
5	120分	講義	接遇・介助	移動サービスを利用する障害者・高齢者への接遇技術及び介助技術を習得する。	基礎的な接遇に関する技術及び利用者が必要とする援助に対応するための介助技術に関すること。
6	60分	講義＋演習	福祉車両	移動サービスで使用する車両の種類と機能、使用の留意点を理解する。	多様な福祉自動車の仕組みや取扱いの方法等に関すること。
7	一人当たり20分	演習	運転実技	移動サービスの利用者を乗せて安全に運転する技術を学ぶ。	福祉自動車の運転方法及び利用者の視点に関すること。

標準カリキュラム（セダン等運転者講習）

	時間	形式	科目名	目的	講習の内容
8	50分	講義	セダンの利用者理解と接遇・介助	セダンの利用者を理解し、正しい介助技術を学ぶ。	福祉自動車以外の自動車を使用して行う福祉有償運送における利用者を理解し、乗降介助等の対応に関すること。
9	一人当たり20分	演習	セダン介助実技		

③住民主体の移動サービスに役立つ保険

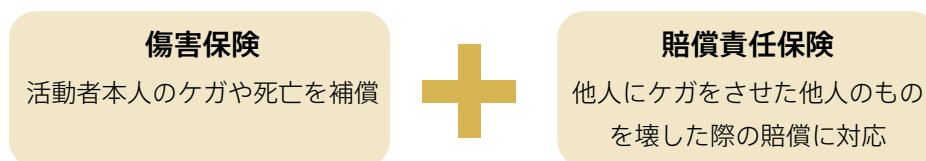
活動中の事故や怪我等に備えて、自動車の保険と活動に関する保険は不可欠です。車両に乗車中の事故であれば、その車両にかけられている自動車保険で対応します。乗車中以外での事故であれば、団体が活動用の保険（賠償責任保険と傷害保険）に加入します。

●活動に関する保険

移動サービスの事故では、乗降時の転倒や玄関先でのケガも少なくありません。従事者が利用者等に怪我をさせた場合や、物品を壊した場合に下りる賠償責任保険と、従事者の怪我等を補償する傷害保険がセットになった保険商品は、いろいろな保険会社が取扱っています。これらは、従事者が搭乗中に怪我等を負った場合も傷害保険が適用されます。

<代表的な保険商品>

- ・ボランティア保険(全国社会福祉協議会など)
- ・市民活動保険(自治体が市民活動用に用意している保険)
- ・福祉サービス総合補償(全国社会福祉協議会) ←有償のサービス(で社協会員)の場合
- ・その他、福祉施設や自治会等が加入する保険など



<参考>市町活動保険の例（自治体による）

【市民活動保険】

- ・事前の加入や登録は不要
- ・事故時に日頃の具体的な活動内容や、事故の状況等を書面で報告
- ・活動の内容が確認できる書類^(※)と一緒に提出する

※書類の例（活動内容によって異なります）

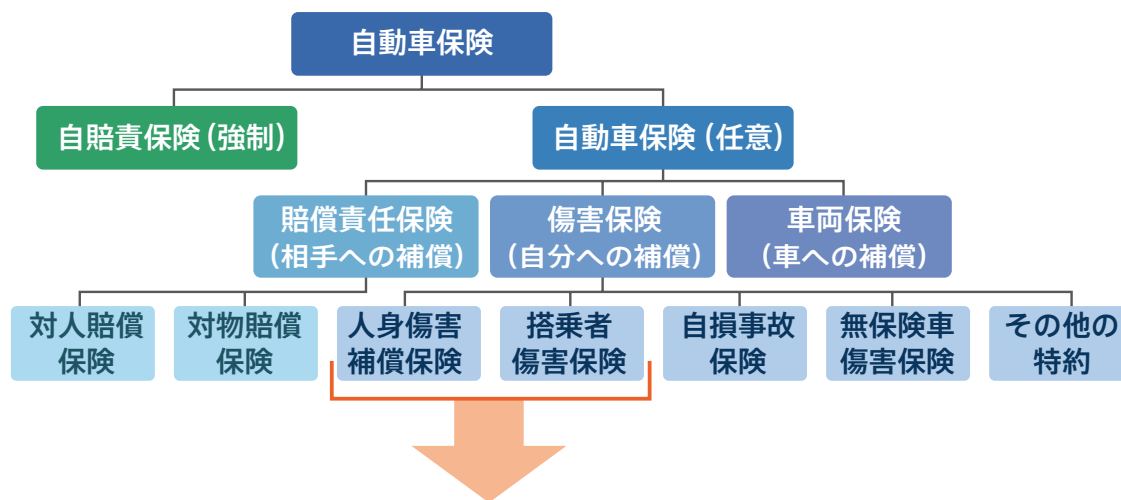
- (1) 団体の規約・会則
- (2) 当日の活動者名簿、当番表、登録票
- (3) 事業計画書・年間計画書
- (4) 行事のチラシ
- (5) (活動場所への往復時の事故の場合) 経路がわかる地図 等)

●事故時の状況が、活動に則っているかどうかを確認するため

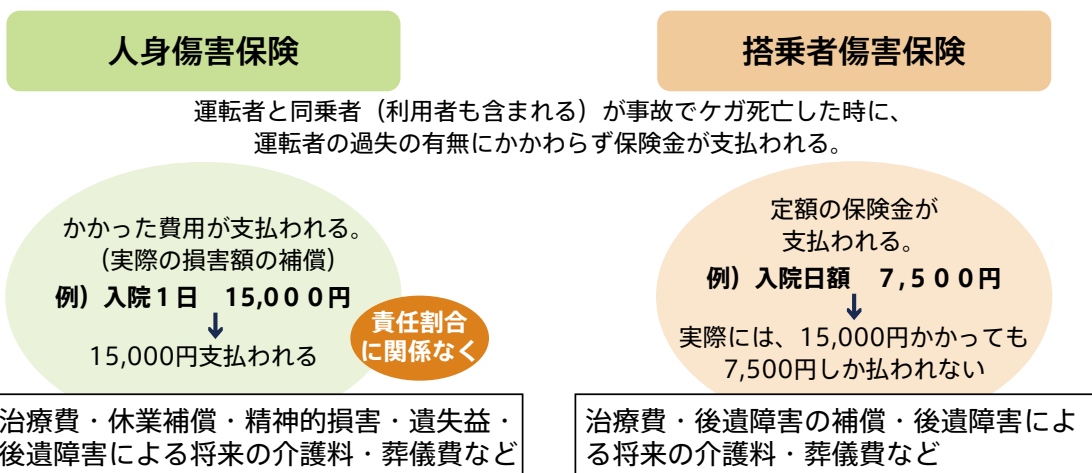
自分たちの活動範囲を
しっかり決めておく
ことが大切

●自動車保険

交通事故に備えて加入する保険は、自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）と、いわゆる任意保険です。傷害保険（人身傷害や搭乗者傷害）は、過失割合に関わらず支払いが受けられます。治療費や補修の全額がカバーされる人身傷害保険の方をお勧めします。任意保険は、対人・対物賠償のほか、人身傷害保険が基本補償になっている商品が増えています。



自動車保険～人身傷害保険と搭乗者障害保険（ケガの補償）～



自賠責：ケガ治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料 最高120万円／死亡保障3000万円

●他人を(有償で)乗せるとき 特別な保険は必要？

福祉有償運送や公共交通空白地有償運送、住民主体の移動サービスはいずれも非営利活動で「営業」ではないため、特別な自動車保険に入る必要はありません。ただし法人所有の車両は「日常・レジャー用」や「通勤用」ではなく「事業用」の保険に加入する必要があります。また、高齢者等の日常生活に必要な地域内の移動の支援は、「互助」によるボランティアの自家用車で行われることが多く、国土交通省「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」でも新たな保険商品の開発が課題となっていました。これに応じて開発されたのが「移動支援サービス専用自動車保険」です。

NEW！移動支援サービス専用自動車保険（損保ジャパン日本興亜）

損害保険ジャパン日本興亜株式会社が、高齢者をはじめとする地域住民の移動を後押しするため、業界初^(※)となる「地域の移動を支える保険（移動支援サービス専用自動車保険）」を開発し、令和元年7月から販売を開始しました。

登録ドライバー等が所有する自動車を移動支援サービスに使用している間の事故については、「移動支援サービス専用自動車保険」から優先して保険金が支払われます。これにより、この自動車保険の補償する範囲においては、登録ドライバー自身が契約している自動車保険を使用する必要がなくなります。

加入するのは、移動支援サービス提供団体（市町村・NPO・ボランティア団体等の運営主体）で、有償運送団体も可能です。

加入対象となる自動車は、①登録ドライバー及びその家族が所有する自動車、②記名被保険者が移動支援サービスのために無償で借り受ける自動車です。

(※) ボランティアドライバー等が所有する自動車でも移動支援サービスを提供している間の事故を、移動支援サービス提供者側が加入する「地域の移動を支える保険」で優先して補償する点が業界初（令和元年6月末時点、当社調べ）。

許可・登録不要の運送の検討に当たっては、国土交通省の「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」（P7～P8）で以下のように留意点が示されています。

安全確保の対策を！

道路運送法上の許可・登録を受けない輸送については、道路運送法が定める輸送の安全や利用者保護の措置が担保されていないことや、講じている安全の確保に関する措置、任意の自動車保険の加入状況や、事故の際の責任の所在がどのようなものとなるかといった点について、運送主体が、利用者に対し、分かりやすく周知することが必要です。その際、自家用車を運送の用に供する場合に適用される任意保険の加入について検討することも有効です。

なお、運転者に対する教育については、例えば自家用有償旅客運送制度における国土交通大臣の認定する講習を運転者に受講させたり、近くのバス・タクシー事業者のノウハウを活用するという方法も考えられます。

(2) 立ち上げに当たって確認すること

住民主体の移動サービスには、単独の組織で実施するケースや、既存の活動の中に移動サービスを追加するケース、複数の組織や立場の人が協働して実施するケースなどいろいろな実施体制があります。

実施要綱や利用規約によって仕組みや条件を具体化することは、担い手はもちろん、利用者の安心にもつながります。社会福祉法人と自治会等、複数のプレイヤーが協働する場合には、協定書を取り交わすことで、それぞれの役割が明確になります。またそれぞれの組織内で関わり方を合意したり協力体制を作ったりすることにも役立ちます。

< 実施要綱や利用規約、運行マニュアル、協定書等に盛り込む項目と内容 >

- 目的 → 活動趣旨
- 送迎の形態 → 個別送迎（ドア・ツー・ドア）、相乗り送迎（目的地又はルート固定）
- 実施日 → 曜日、時間帯、頻度等
- 実施地域、エリア → 運行範囲、特定の目的地
- 利用対象者 → 居住地域、身体状況、世帯状況、困りごと等
- 担い手 → 運転履歴、年齢制限、講習受講の要否、健康チェック等
- 使用車両 → 運転者の自家用車、団体所有車両、他の法人所有車両
- 事務局・コーディネーター → サービス調整、報告書作成、会計等の役割
- 利用者負担、ドライバーの報酬と車両にかかるコストの負担 → ガソリン代、付き添い料
- リスク管理・安全管理体制 → 責任者、連絡体制、点検・整備等の役割
- 損害賠償・保険 → 自動車保険、活動用保険（賠償責任）、送迎用傷害保険や行事保険等
- 連絡先 → 事務所、受付窓口

※福祉有償運送や公共交通空白地有償運送の場合は、団体、運転者、車両、利用者（旅客）、運行管理等に定められた要件があります。

◆実施要綱の例

買い物支援事業実施要綱

(目的)

第1条 ●●●の会（以下「本会」という。）は、買い物が困難な高齢者の支援を目的として、買い物支援事業（以下「事業」という。）を実施する。

(利用対象者)

第2条 この事業の利用者は、■■■地区に居住し、高齢者で買い物に不便を感じ、自力で買い物ができない者とする。

2 前項に定めるもののほか、本会の代表者が特に必要と認めた者。

(活動ボランティア)

第3条 この事業は、本会に登録するボランティアが運営及び実施するものとする。

(事業の内容)

第4条 この事業は、回数及び曜日を定め、本会が指定する集合場所と最寄りのスーパーマーケットの間を送迎し、利用者が自由に買い物できるよう支援する。

2 活動ボランティアは、利用者と同行し、移動中の安全確保や買い物の補助、荷物の運搬などを行う。

(運行日時)

第5条 運行日時は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までとする。ただし、次に掲げる場合は、運行できないものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 貸出車両の整備期間
- (4) その他事業の実施が困難であると本会の代表者が判断した場合

(利用登録等)

第6条 事業の利用を希望する者は、買い物支援事業利用登録申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を本会に提出するものとする。

2 事業利用に関し、双方から意思表示がない場合は、登録を1年間更新したものとみなす。ただし、申請内容に変更が生じた場合は、再度申請書を提出するものとする。

(運営協力金)

第7条 この事業を利用する者は、買い物支援運営協力金として、1回につき100円を利用の都度、本会に納めるものとする。

(車輛等)

第8条 事業を実施するために必要な車輛及び経費の負担は本会が行う。

(事故対応)

第9条 事業実施中に事故が発生した場合は、運転手及び同乗者は速やかに本会に連絡し、指示を受けなければならない。

2 事故に関する補償は、本会が加入する保険及び自動車保険の範囲内とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、本会及び本会が協議し、別に定める。

附則 この要綱は、平成●●年●月●日から施行する。

◆利用規約の例

■■買い物ツアー 利用規約

令和●年●月●日

本規約は、■■買い物支援プロジェクト（以下「プロジェクト」という）が企画する■■買い物ツアー（以下「ツアー」という）等に参加し、利用する方法等を規定する。

このプロジェクトが行うツアーは、■■地区社会福祉協議会の協力のもとに社会福祉法人▲▲の「地域における公益的な取組」として行われる。

「■■買い物ツアー」利用に関する規定

第1条 （利用対象者）

- (1) ■■地域（1区～7区）にお住まいの方で、高齢や障害等により買い物等に不便を感じている方。
- (2) 基本一人で車の乗降ができ、スーパー等で買い物ができる方。

第2条 （参加登録方法）

- (1) このツアーの利用を希望する方は、参加申し込みを本プロジェクトの代表に申し込み、登録書（名札）を受け取る。

第3条 （保険）

- (1) 事故、ケガ等の補償は、使用する車両の自動車保険及びプロジェクトが加入する傷害保険の範囲内で対応する。
- (2) 利用者の不正や不適切な利用により発生した損害は、利用者の責任と費用により損害を賠償する。

第4条 （運行ルール）

- (1) 運行日の基本3日前までに参加・不参加の連絡をする（電話）
- (2) 急な欠席等の連絡は当日9時30分までに区担当者に連絡する（電話）
区担当者 5区：●●（携帯番号）、6区：●●（携帯番号）
- (3) 運行ルール（運行日、発着場所・時間、運行経路、目的地、買い物時間、集合場所・時間など）を守り、運転者・添乗者の指示に従う。

第5条 （利用登録に際してのお願い）

- (1) 登録に際して、■■地区社協の賛助会員になっていただきます。
※■■地区社協賛助会費（年1,200円：月額100円）を納めていただきます。
- (2) 補償に関して、了承した旨を記した書類（承諾書）に署名・捺印し、提出してください。

◆運行マニュアルの例

● 買い物ツアー 運行マニュアル (ルール) 令和●年●月●日

【運行について】

- 1 運行日 第1火曜日と第2火曜日及び月末土曜日 (基本)
- 2 運行時間 10時発 12時帰着 (予定)
※買い物時間はロピア1時間 (基本)、
タウンヒルズ1時間～1時間30分 (昼食無しの場合)
- 3 目的地 ロピア●●店 (住所)
月末土曜日は隔月でタウンヒルズ (住所・・・)
※希望により、昼食時間含む3時間コースも予定する
- 4 発着地場所 ●●公民館 (住所) 及び●●宅前 (住所・・・)
集合時刻 ●●公民館：10時、●●宅：10時30分
- 5 運行経路 行き：●●公民館 (5区の集合場所) →ロピア (1便)
●●宅 (6区の集合場所) →ロピア (2便)
帰り：ロピア→5区の集合場所 (1便)
ロピア→6区の集合場所 (2便)
- 6 車両 ▲▲所有車 (ワゴン) 1台～2台 (参加人数により)
- 7 運転者 ▲▲職員 (▲▲理事長他) 及び 運転ボランティア

【運行管理担当者の役割】 <当面はプロジェクト代表：●●>

- 1 実施日3日前
参加者の確認
 - ・参加者は区ごとに担当者がとりまとめ、運行管理担当者に連絡
※新規利用申込者の対応含む
 - ・添乗者の確認参加者 (添乗者含む) の名前・人数を運転者に連絡
※FAX送信：FAX:番号
- 2 実施日前日
参加者の変更等の確認
 - ・参加者は欠席・変更等を区担当者に連絡運行管理担当者は参加者 (添乗者含む) の変更を運転者に連絡
運行中止 (及び変更等) の連絡
 - ・運転者に連絡 (電話及びFAX)
 - ・参加者 (添乗者) に<区の担当者を通して>連絡
- 3 運行開始・終了
運行記録 (報告書) の管理
緊急時 (事故など) の対応
 - ・現場の状況把握と対応指示
 - ・各関係者に連絡
 - ・現場に向かう (現場でのフォロー)

【運転者の役割】 <運転ボランティア>

1 実施日前日及び当日

運転者は当日 9 時 30 分までに、▲▲に集合し以下の準備を行う

- ・参加者の確認と変更等の確認
 - ・使用する車両の確認と『吉岡買い物ツアー』マグネット貼付（準備）
 - ・運行時間とコースの確認
- 2 安全運転の徹底
- ・法定速度の厳守
 - ・駐車時（乗降時）での安全確認
- 3 運行開始・終了
- ・運行記録（報告書）の作成
 - ・緊急時（事故など）の対応（別紙緊急時対応マニュアル参照）
 - ・**現場の状況把握を運行管理担当者に連絡し指示を仰ぐ**

【添乗者の役割】 <添乗ボランティア>

1 運行開始前及び運行中

- ・参加者の確認と変更等の確認
- ・参加者の乗降補助（見守り・介助）
- ・シートベルト装着の確認及び手伝い
- ・買い物時の見守り・手伝い
- ・買物終了後の集合場所・時間の確認と参加者への伝達
- ・参加者の荷物の確認（忘れ物チェック）
- ・**参加者の自宅への帰り確認及び介助（必要に応じて）**

【運行中の事故対応について】

- 実施中にトラブル（事故等）が発生した場合は、『緊急時対応マニュアル』（別紙）に沿って行動する。**運行管理担当者に連絡し、指示に従う。**

【定期的な協議】

- 1 事業開始以降もプロジェクトと▲▲は定期的に状況報告と検証を行う。
運行に関して本マニュアルに疑義が生じた場合、協議のうえ訂正・加筆等を行い更新する。
- 2 更新したマニュアルは更新日を明らかにし、関係者に内容等の周知を行う。
最新マニュアルをそれぞれ保管する。

◆ 2者による協定書の例

●●市■■地区買い物支援事業に関する協定書

■■地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）と、社会福祉法人▲▲▲▲（以下「▲▲」という）は、地区社協のもとに設置された■■買い物支援プロジェクトが行う■■地区買い物支援事業に関して次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

この協定は、地区社協（プロジェクト）と▲▲が協力し、■■の地域住民のくらしの足を確保する取り組み（●●市■■地区買い物支援事業）について、及び▲▲が「社会福祉法人の地域における公益的な取組」として実施することについて、必要な事項を定める。

(事業の目的)

住み慣れた地域で自立した生活を続けていくために、高齢による体力の衰え及び交通環境の変化により移動が困難になった■■地区の住民のくらしの足を確保し、買い物等の移動支援を行うことを目的とする。

(事業の概要)

- 事業の概要は、次条にかかげる役割分担により■■地区の買い物支援を行う。
- 2 事業の詳細については、地区社協（プロジェクト）と▲▲が協議のうえ決定する。
 - 3 事業の開始日は、令和●年●月●日とする。

(役割分担)

地区社協（プロジェクト）と▲▲の役割分担は次の通りとし、それぞれ責任をもって行う。

地区社協（プロジェクト）の役割

- ア 事業の総括に関すること
- イ 利用者の連絡調整に関すること
- ウ 運行ルール及び事業実施日の調整に関すること
- エ 運転ボランティア・添乗ボランティアの募集に関すること

▲▲の役割

- ア 車両に関すること
- イ 車両の運転に関すること
- ウ 運転ボランティアに関すること
- エ 介助等に関すること

(費用負担)

地区社協（プロジェクト）は、事業実施における費用（利用者の連絡調整及び傷害保険等に係る費用等）を負担する

2 ▲▲は、車両に係る費用（自動車保険、ガソリン代等）を負担する。

(事故発生時の対応)

この事業の実施に伴い、事故・紛争等が生じたときは、地区社協（プロジェクト）と▲▲が協議のうえ処理する。その場合、地区社協（プロジェクト）と▲▲は相互の誠意をもって解決のための適切な処置をとるものとする。

2 ▲▲は、事故・紛争が生じたときは、速やかに地区社協（プロジェクト）に連絡する。

(相互の連絡調整)

地区社協（プロジェクト）と▲▲は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜連絡調整会議を開催する。

(秘密保持)

地区社協（プロジェクト）及び▲▲は、この事業の実施に当たり、個人情報等の知り得た情報を第三者に漏洩しないよう必要な処置をとるものとする。

(疑義事項の取り扱い)

この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、地区社協（プロジェクト）及び▲▲は、その都度協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、地区社協（プロジェクト）、▲▲が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和●年●月●日

●●市・・・住所
 ■■地区社会福祉協議会
 （■■買い物支援プロジェクト）
 会 表 ●●

●●市■■■■・・・住所
 社会福祉法人 ▲▲▲
 理 事 長 ●●

◆利用にあたっての承諾書の例

■■買い物ツアー 利用についての承諾書

■■地区社会福祉協議会・■■買い物支援プロジェクト

会長 ●● 様

私は、■■買い物ツアー利用にあたって利用規約を確認し、下記項目に関して承諾します。

1. 運行、運休などの決定は■■買い物支援プロジェクトが行います。
利用者はその決定、指示に従います。
2. ツアー運行中の事故等に係る補償は、運行に使用する自動車保険及び■■
■■買い物支援プロジェクトが加入する保険で対応します。
 - ① ▲▲車両加入の自動車保険
 - ② 全社協の「送迎サービス補償」と「ボランティア活動保険」
3. 利用者個人の不正や不適切な利用により発生した損害は、利用者個人の責任と費用により損害を賠償します。

令和 年 月 日

住所： _____

氏名： _____ 印

◆事故対応チェック表の例

令和●年●月●日
○○買い物支援プロジェクト

★ 万一事故に遭遇したとき ★

- 事故日 令和 年 月 日
午前・午後 時 分頃
- 事故の場所 _____
- 相手の氏名 _____
- 相手の住所 _____
- 相手の連絡先(電話) _____
- 相手の車：登録番号 _____
車種 _____ 色 _____
- 相手の保険会社 _____ 担当者 _____
- 相手の勤務先 _____ 電話 _____
- 届出した警察署・担当した警察官名
_____ 警察 _____
- 人身事故の場合の病院名
_____ 病院 電話 _____
- 運行管理者 (●●) 電話 _____ 携帯番号 _____
▲▲ 電話 _____ 電話番号 _____
- 記入者 _____

☆あわてず・落ち着いて・誠意をもった対応を!!

(3) 持続可能性を高めるために

担い手を集める工夫

担い手を確保するには口コミが一番、と言われます。とはいえ、きっかけがないと「一緒にやりましょう」「担い手になってほしい」とは言いだせないものです。また、参加してくれるのは誰でもいいというわけでもないのが、移動・外出支援です。

担い手の確保は、多くの活動団体の共通の悩みですが、担い手が増えたケースでは、①～④のような取組が行われています。

① 多くの人に活動を知ってもらう

- 自治体が、ボランティア募集を兼ねた講習会を開催する。
- 自治体が、65歳を迎えた人に介護保険被保険者証を送る際や、65歳以上の人に保険料額決定通知を送付する際に、担い手育成講習の案内を同封し、講習会を開催する。
- 市民まつりや福祉健康まつりといった行事で、関心のある人を見つける。
- 走っている車両(車体)にボランティア募集等のステッカーを掲示する。
- 実施団体の説明会を開いたり、ブログやSNSで活動の様子やボランティア募集を発信する。

② 必要性を実感する機会や場を作る

- 移動・外出支援とあわせてサロン等の居場所づくりに取り組む。サロンにいろいろな人が集まることによって、送迎の担い手も見つかりやすくなる。サロンに参加している人や運営スタッフから、来ることができない人の様子を具体的に知ることで、必要性が実感できる。
- 戸別の訪問調査や、生活課題を考える学習会など学ぶ機会を作る。日ごろは触れることのない切実な実態を知ると担い手の原動力になる。

③ 参加したくなる雰囲気や環境づくり

- 担い手育成講習会を受講した人と実施団体とのマッチングの機会を作る。活動している人や先行団体の話を聞く機会を作ることで、できそう！という気持ちを育てる。
- 女性(妻)が、男性(夫)が参加できる機会や場を作ったり、活動についての情報が耳に入るようにする。
- 送迎以外の役割(事務など)も兼務することで報酬を得ることができる仕組みをつくる。
- 自治体がボランティアポイントを付与する。また、そのことを自治体が広く知らせる。

④ 負担感を軽減する

- 運転と添乗の二人体制でサービス提供する。

- 使用車両について、自身の自家用車と団体所有車両のどちらかを選択できるようにする。
- 目的地や運行エリア、活動頻度等について、希望に応じて無理のない範囲に留める。

多様な連携とその推進

社会福祉法人に「地域における公益的な取組」を責務とする社会福祉法の改正が平成28年3月に公布されました。社会福祉法人は、税や保険料などで運営され、税制上も優遇されていることから、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、地域で支援を要する人に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することが責務として規定されました。

高齢者や障害のある人を対象とした施設を運営する社会福祉法人は、昼間にデイサービス送迎用の空車両があるところが多く、地域公益事業の一環としてサロン送迎、買い物支援等の移動支援サービスを実施することが期待されています。

また、空き車両の活用は、社会福祉法人だけにとどまりません。福岡市では、市から「買い物支援推進事業」の委託を受けた社会福祉協議会が、協力企業を募集し、葬儀社や結婚式場、料理店といった送迎車両を持っている事業者の協力を得て、買い物支援を実現するためのマッチングを行っています。

〈取組事例〉福岡市が行う地域との協働による買い物支援推進事業



多様な主体・地域資源を活用するための取組

- ・買い物支援協力企業等の登録管理→買い物支援の福岡100PARTNERS
- ※福岡100 PARTNERSとは…「健康づくり」や「社会参加」、「生涯学習」など、人生100年時代にむけた市民一人ひとりのチャレンジを、福岡市と一緒に応援する事業者(企業・大学など)
- ・事業者向け買い物支援セミナーの開催
- ・買い物支援サイトの運営

**葬儀社、結婚式場、
料理屋なども
車両を提供**

6 各地の取組事例紹介

自家用有償旅客運送と住民主体の移動サービス

次頁から、公共交通空白地有償運送と福祉有償運送、住民主体の移動サービス(登録不要の活動)の事例をご紹介します。

住民主体の移動サービスは、「運送の対価」を受け取ることができないため、様々な工夫をして運営されており、次の4つに大別することができます。

①住民などがインフォーマルに運行して外出支援をしている事例

住民や社会福祉協議会等が送迎のボランティアを組織して運転や付き添いを実施

②社会福祉法人の「公益的な取組」の事例

社会福祉法人の空き車両を活用して住民が運行、又は法人が運転スタッフも提供し、住民が付き添い支援を実施

③市町等の車で運行している事例

市町の車両や市町がリースした車両を住民が運行して実施

④介護予防・日常生活支援総合事業の補助を活用した事例

コーディネーター人件費や事務所家賃等の間接経費(運転の人件費、車両維持費等ではない)の補助金を受けて実施

掲載事例一覧表

頁	事業名称	実施地域	運行の仕組み
(1) 自家用有償旅客運送(公共交通空白地有償運送、福祉有償運送)(登録)			
44	(特非)がんばらまいか佐久間	県内 浜松市天竜区佐久間町	公共交通空白地有償運送
46	(福)菊川市社会福祉協議会	県内 菊川市	福祉有償運送
48	(特非)ワーカーズ・コレクティブ「ケアびーくる」	神奈川県大和市	
(2) 住民主体の移動サービス(登録不要の活動)			
① 住民等がインフォーマルに運行して外出支援をしている事例			
50	もり移動支援調整センター	県内 森町	個人所有の自家用車で個別送迎
52	高齢者福祉交通システム「バサディナ号」	県内 函南町パサディナ区	乗り合わせていろいろな場所へ送迎
54	左近山おでかけワゴン	横浜市旭区左近山	
56	森の里ぐるっと	神奈川県厚木市森の里	
② 社会福祉法人の「公益的な取組」の事例			
58	福ロウはやぶさ隊	県内 静岡市葵区中藁科地区	乗り合わせて買い物へ送迎
60	いくべえカー	相模原市緑区佐野川地区	乗り合わせていろいろな場所へ送迎
62	とちくぼ買い物クラブと外出支援事業	神奈川県秦野市栢窪地区	乗り合わせて買い物&駅周辺へ送迎
③ 市町等の車で運行している事例			
64	藤枝市「地域支え合い出かけっCARサービス支援事業」	県内 藤枝市	乗り合わせて買い物へ送迎
66	「ゆめバス」(試運行中)	県内 島田市鍋島地区	乗り合わせていろいろな場所へ送迎
68	岩沢コミュニティバス	新潟県小千谷市岩沢地区	乗り合わせて駅やバス停へ送迎
④ 介護予防・日常生活支援総合事業の補助を活用した事例			
70	かなみおでかけサポート	県内 函南町	乗り合わせてサロンや買い物へ送迎
72	移動支援型訪問サービス「おのりんカー」	兵庫県小野市	個人所有の自家用車で通院送迎
74	竹田津くらしのサポートセンターかもめ	大分県国東市竹田津地区	個人所有の自家用車でサロンや買い物へ送迎

(1) 自家用有償旅客運送(公共交通空白地有償運送、福祉有償運送)(登録)

公共交通空白地有償運送の事例

(特非) がんばらまいか佐久間(浜松市天竜区佐久間町)

概要

有償ボランティアが担い手となり、年間2,506件の運行を実施しています。町内であればどこにも行ける移動手段であり、これがあるから安心して佐久間に暮らせるというセーフティネットとして機能しています。令和元年から配車アプリを導入したほか、遠鉄西鹿島駅の送迎に限り町外の人々の利用を可能とする「お出掛け支援運行事業」も実施しています(浜松市公共交通活性化モデル事業)。

経緯

静岡県の西北端に位置する佐久間地域は、面積の9割程が林野に覆われています。山腹やわずかな平野部に40弱の集落があり、過疎化が進んでいます。

「がんばらまいか佐久間」は、平成17年にこの地域が浜松市と合併する際、佐久間町単位での地域課題の解決と地域振興を図るための地域づくりNPOとして発足しました。総会、理事会の下に、事務局と広報委員会、交流居住モデル事業検討委員会、活動の実務を行う7つの委員会が組織されており、世帯の約7割を占める1,130世帯が会員となっています。敬老会や成人式といった各世代を地元ぐるみで祝う場づくり、商店街の空き店舗を改装した地域食堂「いどばた」、耕作放棄地でのそばづくりやお茶、小麦栽培等を行っています。公共交通空白地有償運送は、平成19年8月にスタートしました。NPO法人設立前にあった民間タクシー会社が廃業していたことから、町民の足を確保し、いきいきとした生活をしてもらうことを願い、NPOの象徴的事業として開始しました。



実施内容

〈仕組み〉

- ・目的地: 佐久間町内および愛知県東栄町の一部
- ・運行日時: 月～金曜日 7:00～16:00(出発着時刻)
- ・利用の2日前までに予約が必要
- ・主な利用目的等: 通院、買い物 他

〈車両〉 法人所有車両「がんばる君」1号、2号の2台

〈利用者負担〉 基本料金(初乗り料金)が500円。距離で地域ごとに換算した額を負担

〈利用者〉 NPO法人の会員2,023名

〈担い手〉 7人、平均年齢:69歳

〈保険〉 対人・対物賠償 無制限

運行実績 2,506件(平成30年度)

収 支

平成30年度収入(補助金:2,490千円 運行収入:1,917千円 その他:5千円)
平成30年度支出(総額:5,020千円)

事業の協力・連携体制

実施に当たっては、浜松市から運行に係る費用の補助を受けています。

モデル事業 お出掛け支援運行事業(平成29年12月～)

区分	行き先	利用料金
天 電 区	遠州鉄道 西鹿島駅	片道 6,000円
	遠州鉄道 西鹿島駅	往復 10,000円
	やすらぎの湯(龍山ラドン温泉)	往復 12,000円
浜 北 区	あらたまの湯	往復 12,000円
	浜松赤十字病院	往復 12,000円
	十全記念病院	往復 12,000円
	サンストリート浜北	往復 12,000円
東 区	浜松医大病院	往復 12,000円
	イオンモール市野	往復 12,000円
北 区	聖隷三方原病院	往復 12,000円
中 区	聖隷浜松病院	往復 12,000円
	遠州病院	往復 12,000円

町外の人でも利用可

土日祝日のみ実施。
佐久間町外にも行けるサービス。

目的地

いろいろ

補助金等

車両の所有者

実施団体

利用料

個別送迎

予 約

公共交通空白地有償運送でどこへでも個別送迎

- 利用者から非営利の範囲内で運賃を受け取る。ドア・ツー・ドアの個別送迎で、目的地の自由度が高い。
- 道路運送法上の登録手続きが必要で、運送の区域がバス路線やタクシーの営業所のない地域等に限定される。
- 利用者と運転者をつなぎ、日々のサービス提供計画を立てるコーディネーターと組織的な運営が必須。

福祉有償運送の事例

(福)菊川市社会福祉協議会(静岡県菊川市)

概要

定年退職後に地域に何か貢献したいという地域住民が主に運転手を担っています。その運転手の確保のため、市内の社会福祉法人等の協力を得て、社会福祉協議会が「(国土交通大臣認定)福祉有償運送運転者・セダン等運転者講習会」を開催しています。この講習には市内外の福祉有償運送団体から多くの受講者が集まり、地域の移動サービスの担い手確保にもつながっています。



経緯

平成22年度に菊川市における地域福祉の課題として、「交通弱者への移動保障」が挙げられ、社会福祉協議会が平成23年度より「福祉有償運送運転者・セダン等運転者講習会」を開催し、担い手育成を始めました。この講習会は年2回開催してきています。

また、平成25年1月からは福祉有償運送の登録団体として運行を開始し、交通弱者への移動の支援としてサービス提供を行っています。現在は、市内の社会福祉法人等と連携して福祉有償運送をはじめとする、様々な移動支援に取り組んでいます。

実施内容

〈仕組み〉

- ・運送の区域：菊川市内と近隣市
- ・利用の条件：障害のある人や介護等で移動することが困難で、単独で公共交通機関を利用することが困難
- ・運行日時：月～金(祝日と12/29～1/3を除く) 8:30～16:30
- ・主な利用目的：通院、買い物他



〈車両〉

- ・福祉車両3台(菊川市社会福祉協議会所有)
- ・セダン型車両2台(菊川市社会福祉協議会所有)

〈利用者負担〉

- ・基本料金1.5kmまで300円、加算運賃1.0kmまでごとに100円、入会金2,000円



〈利用者〉

- ・性別：男性11人、女性17人
- ・主な属性：身体障害のある人7人 要介護認定者8人 要支援認定者13人

<担い手>30人、平均年齢:67歳
 <保 険>自動車保険:対人・対物賠償無制限
 <運行実績>228件(平成30年度)

その他の取組

菊川市社会福祉協議会では、無料の買い物支援(買い物バス)や、高齢者を対象としたタクシーの相乗りのコーディネート「あいのり」事業(平成31年度、令和2年度実験事業)など、外出支援に幅広く取り組んでいます。

お買い物に出掛けましょう!!

開催日時:令和元年 12月16日(月)

午前 10時~12時 30分

買い物場所:遠鉄ストア 他

集 合 場 所:協和会館・宝珠寺前

参 加 費:無料

行 程:10:00(協和会館・宝珠寺前で乗車)

10:30 買い物場所着 遠鉄ストア

必要分物をお買い物

マツモトキヨシ
セリア(百均)
カインズホーム
エディオン

12:00 乗車

12:30 各自宅

お買い物に疲れたら
遠鉄ストア内に休憩所があります

みんなでタクシーに
“あいのり”して出かけませんか?!

社会福祉協議会に申込みをすると、タクシーに“あいのり”することができます。
“あいのり”とは、移動に困難な状況にある高齢者がタクシーに相乗りして外出する事業です。

ご利用の流れ

お電話でお申込みいただくと、職員がご自宅にうかがい、事業の説明をします。

タクシーはご自宅前まで迎えに行きます。

スーパーマーケット 店舗等

※ 荷物は、運転手さんが玄関先まで運んでくれます

Q&A (よくある質問)

質問	回答
3~4人1組で申し込むの?	3~4人でお申し込みをいただく必要はございません。社会福祉協議会で調整してグループを作ります。
タクシーに乗るときは、どこかに集まるの?	集まる必要はございません。タクシーはご自宅までお迎えに上がり、降りもご自宅前で下車できます。

【お問い合わせ】 社会福祉法人菊川市社会福祉協議会 ☎ 0637-35-3724

目的地 車両の所有者 利用料 個別送迎 予 約

いろいろ 実施団体 ¥ 個別送迎 予約

福祉有償運送でどこへでも個別送迎

- 利用者から非営利の範囲内で運賃を受け取る。遠くても個別に送迎でき、目的地の自由度が高い方法。ドア・ツー・ドア。
- 道路運送法上の登録手続きが必要で、利用者が要介護者、要支援者、障害のある人等に限定される
- 利用者と運転者をつなぎ、日々のサービス提供計画を立てるコーディネーターと組織的な運営が必須。

各地の取組事例紹介

福祉有償運送の事例

(特非)ワーカーズ・コレクティブ「ケアびーくる」(神奈川県大和市)

概要

大和市は27km²に23.5万人が暮らす人口密集地です。市内に8つの私鉄駅があり交通の便は良いですが、障害のある人や要介護認定者など1人で公共交通機関を利用できない移動困難者が多数います。白タク扱いだった22年前に、障害があっても高齢になっても、もっと自由に外出して交流や社会参加ができる地域にしたいと、市民たちが実費程度の有償で外出支援を始めました。



経緯

互助による家事・介護サービスを始めたグループから、「通院や買い物の外出に困っている人がいる」という課題提起がありました。当時市は2台のワゴン車で送迎サービス事業を行っていましたが、登録者が500人もいて予約がとれない、通院限定、土日祝や早朝・夜間はダメなど制約が多いというえ介助や付添はできないなど、使いにくいことが分かりました。



タクシー事業者のサービスは、隣接市の車庫発着の計算で1時間あたり6,000円余りと高額でした。障害のある人や高齢になるとこんなにも外出しにくくなるのか「何とかしなくちゃ」と思う人たちが仲間づくりを始めました。

平成9年に運輸省(当時)が、福祉目的かつ実費程度で行う団体の取締りはしていないと発言したことに背中を押され、平成10年に団体を設立。個人所有の自家用車だけの出発でした(平成13年にNPO法人化)。平成15年の構造改革特区で、全国に先駆けて福祉有償運送の「許可」を受けました(当時は許可制。平成18年の道路運送法一部改正により「登録」制度が創設された)。

実施内容

〈仕組み〉

- ・依頼に基づき365日実施。年末年始は施設等からの一時帰宅が多い
- ・病院内や外出先での介助も行う

〈車両〉車両は福祉車4台、運転者の持込み車両13台(平成30年度)

〈利用者負担〉

- ・運送の対価(ガソリン代) 1 Kmあたり60円
- ・運送の対価以外の対価：乗降介助料1,040円等
- ・入会金1,000円、年会費1,200円

<利用者>

- ・要介護者、要支援者、障害のある人等
- ・実利用者数284人(平成30年度)

<担い手>実働23人(運転者17人)(平成30年度)



運行実績

- ・利用総回数5,694回(6,879時間、平成30年度)

収 支 (平成30年度)

<収入>計14,293千円

(サービス収入7,778千円、市の福祉車両利用助成事業2,826千円、ガソリン代収入2,331千円、入会金・年会費344千円、その他助成金・寄付等1,013千円)

<支出>計14,252千円

(人件費10,110千円、車両維持費2,455千円、保険料349千円、消費税・法人税・事業税523千円等)



課 題

- ・福祉車両の老朽化と運転者の減少が課題
- ・市内には福祉有償運送の登録団体が4団体あるが、障害のある人・高齢者の増加や介護タクシー2社の撤退の影響もあり、新規入会者が激増している
- ・「依頼を断らない」をポリシーにしてきたが、断らざるをえないケースに直面している



福祉有償運送でどこへでも個別送迎

- 利用者から非営利の範囲内で運賃を受け取る。遠くても個別に送迎でき、目的地の自由度が高い方法。ベッド・ツー・ベッド。
- 道路運送法上の登録手続きが必要で利用者が要介護者、要支援者、障害のある人等に限定される。
- 利用者と運転者をつなぎ、日々のサービス提供計画を立てるコーディネーターと組織的な運営が必須。

(2)住民主体の移動サービス(登録不要の活動)

①住民等がインフォーマルに運行して外出支援している事例

もり移動支援調整センター事業/ (福)森町社会福祉協議会(静岡県森町)

概要

生活支援コーディネーターが、住民ワークショップや送迎ボランティアの育成講習といった創出段階の伴走支援だけでなく、仕組みづくりやサービス提供そのものを担っているケースです。

町内全域を対象として個別送迎のニーズに応えるサービス調整は、一般にコーディネーターの負担感が強くなりますが、社会福祉協議会のマンパワーによってそれが可能になっています。

経緯

遠州の小京都と称される静岡県森町の人口は18,243人、世帯数は6,643世帯(令和元年12月末現在)、高齢化率は33.2%(平成31年4月現在)。公立森町病院への通院に困る高齢者が多い。平成28年から民生委員・児童委員協議会で地域の問題・課題を抽出する協議を行う一方、有志「森町病院友の会」により患者送迎支援が開始されました。

山間地域個別宅訪問の地域調査や居場所の視察も平成28年度～29年度にかけて実施し、生活支援コーディネーターが中心となって生活支援体制の仕組みを調査研究しました。

平成30年度から仕組みを具体化し、地域説明会、移動支援担い手養成講座、協力会員や利用会員の申込み・登録を行いました。平成31年2月～3月、天方・三倉地区で試運行を行い、活動の仕組みを一部見直して、同4月から全町で本格的に始動しました。

実施内容

〈仕組み〉

- ・森町社会福祉協議会の「もり移動支援調整センター」がサービス調整を担当
- ・移動支援ボランティア(自家用車)及び移動支援を利用したい人は「センター」に登録
- ・1週間前までに「センター」に申込み、移動のみの支援(ボランティアの車両)、平日の8:30～17:15

〈車両〉ボランティアの自家用車

〈利用者負担〉

ガソリン代実費のみ、行先は町内に限定、月2回まで利用可、会員登録(保険加入)

〈利用者〉

- ・利用者(依頼会員)の要件:①65歳以上で運転免許証を有しない人(返納者含む)、②要介護2以上の認定を受けていない人、③町内に移動に関する支援ができる親族等がない人
- ・令和2年1月現在26人(男性9人、女性17人)65歳～94歳の方が登録

〈担い手〉

- ・移動支援ボランティア(協力会員)の要件:①町主催の「移動支援担い手養成講座」修了者、②普通自動車運転免許証取得者、③医師から車の免許を制限されていない人
- ・令和2年現在8人(男性6人、女性2人)、57歳~78歳の人が登録

〈運行実績〉

(平成30年12月~令和元年12月)通院:退院39件、買物9件、金融機関2件、公共機関1件、居場所2件、美容室1件、自宅8件、計62件

社協だより
もり

令和元年5月15日
第73号

社会福祉法人高町社会福祉協議会
〒437-0215 静岡県静岡市清水区 50-1
電話 (0538) 85-5769 FAX (0538) 85-1294
ホームページ http://www.mori-shakyou.com/

**ボランティアさんによる
移動支援が始まりました!**

自分で外出して買い物ができない人や、公共交通機関を使用することが困難な人に対し、ボランティアさんが車両を使って外出を支援する活動が始まりました。

地域で自立した生活や社会参加をお手伝いし、高齢者の外出の支援を行うことを目的としているもので、4月より本格的に開始しました。もり移動支援調整センターでは、利用希望者、運転するボランティアさんの調整を行っています。移動支援の詳細については「もり移動支援調整センター」までお問い合わせください。

なお、もり移動支援調整センターでは移動支援にご協力いただけるボランティアさんも募集しています。お気軽にお問い合わせください。

負担は
ガソリン代のみ

1週間前までに
申込み

移動のみの支援
平日
8:30~17:15

ボランティアさんの
車を使用

行き先は
町内に限定

月2回まで利用可

会員登録
(保険加入)

※①:ガソリン代の算定方法はお問い合わせください。 ※②:祝日・年末年始は除く

移動支援を利用したい方

- 65歳以上で運転免許証を有していない、または運転をした人
- 要介護2~認定を受けていない人
- 町内に移動に関する支援ができる親族等がない人

移動支援ボランティアをしたい方

- 移動支援担い手養成講座修了者
移動支援担い手養成講座(町主催)は、移動支援調整センターで実施しています。詳細は決定次第お知らせします。
- 普通自動車運転免許証取得者
- 医師から車の運転を制限されていない方

お問い合わせ → もり移動支援調整センター ☎ 84-6556

来たれ!
送迎ボランティア

移動支援調整センター

〒437-0215 静岡県静岡市清水区 50-1
電話 (0538) 85-5769 FAX (0538) 85-1294
ホームページ http://www.mori-shakyou.com/

移動支援調整センターでは、高齢者の外出の支援を行うことを目的としているもので、4月より本格的に開始しました。移動支援の詳細については「もり移動支援調整センター」までお問い合わせください。

なお、もり移動支援調整センターでは移動支援にご協力いただけるボランティアさんも募集しています。お気軽にお問い合わせください。

目的地 **車両の所有者** **利用料** **個別送迎** **予約**

いろいろ **マイカ** **ガソリン代**  

個人所有の自家用車で個別送迎

- ボランティアが自家用車を使い、ドア・ツー・ドアで、利用者の希望する目的地へ送迎する。
- 利用者と運転者をつなぎ、日々のサービス提供計画を立てるコーディネーターが必須。

①住民等がインフォーマルに運行して外出支援している事例

高齢者福祉交通システム「パサディナ号」/ パサディナ区自治会(静岡県函南町)

概要

高齢化が進む地域で長年の課題であった外出の足を確保するため、自治会が解決に乗り出した事例です。自治会事業のなかに福祉交通事業を位置づけ、しっかりした運行システムを構築しています。法人格を取得して自治会が車両をリース、ボランティアが運転しています。行政が地域交通を整備する際には、そこにつなげるという未来構想も持っています。

経緯

函南町パサディナ区は昭和48年ごろ別荘地を兼ねた常住分譲地として開発されました。平成31年の人口は1,061人、497世帯のうち73歳以上は264人です。区内は高低差のある地形であり、高齢者の外出支援が自治会の課題として挙がっていました。

自治会の総会で、平成30年度の事業計画として「高齢者交通手段確保」を具体的に推進することを決定しました。同年6月アンケート調査を実施、263名から回答を得ました。その結果を回覧するとともに中古車購入の提案をしたところ、自治会役員や住民等からさまざまな意見や要望が出ました。

平成31年2月、町関係部門が静岡運輸支局を訪問し、パサディナ区で検討中の運行方法が道路運送法に抵触しない活動であることを確認しました。

令和元年5月の総会で、1年間検討してきた「高齢者福祉交通システム設立」を賛成多数で承認しました。4月に「地縁による団体」として法人格を取得し車両のリース契約を行い、令和元年8月から試行運転を開始しました。



実施内容

〈仕組み〉

- ・毎週(火)(金)および毎月6日、16日、26日に3便(9:00、11:30、13:30)を運行(利用希望がないときは運行しない)
- ・パサディナ公民館を出発して利用者宅を回り、区内から区外へ(文化センターや公民館、駅、スーパー等)1周約1時間
- ・事故発生時の同意書あり

〈車両〉自治会が車両をリース(8人乗りワゴン)

〈利用者負担〉ガソリン代実費

〈利用者〉 65歳以上で交通手段に不便をしている地域住民

〈担い手〉 運転ボランティア7人

運行実績

	延べ利用者数	運行日数
8月	91	10
9月	142	15
10月	135	15
11月	129	12
12月	81	10
計	578	62



組織

- ・自治会長－福祉交通部長(福祉自動車運営統括)－運営ボランティア－運転ボランティア－運行担当者(運行管理)－会計など
- ・運営管理規定、運区管理規定、管理細則を規定

理念

和と協力の精神を基本とし、高齢者がいつまでも明るく暮らせる地域をめざし、未来のある心豊かな生活環境を整備することに寄与する



運転ボランティアさん



運営ボランティアさん

<p>目的地</p> <p>いろいろ</p>	<p>路線</p>	<p>補助金等</p>	<p>車両の所有者</p>	<p>利用料</p>	<p>複数乗車</p>	<p>予約</p>
------------------------	-----------	-------------	---------------	------------	-------------	-----------

乗り合わせていろいろな場所へ送迎

- 決まった曜日、時間帯、目的地で運行。あらかじめ登録している利用者をドア・ツー・ドアで送迎する。
- 時刻を固定しているが、予約に応じてお迎えに行くため、コーディネーターが必要。

①住民等がインフォーマルに運行して外出支援している事例

左近山おでかけワゴン/(特非)オールさこんやま他(横浜市旭区)

概要

高齢化が進む大きな団地。幹線道路には路線バスが走っていますが、そこまで歩けない高齢者の閉じこもりが増えています。自治会やボランティア、地区社協、区役所、地域福祉プラザ(地域包括ケアセンター)、UR都市機構など多様な主体が力を発揮して、団地内を週1回周回する小さなバスを実現しました。「やるまでは大変だったけど、乗る人の笑顔を見ると嬉しくなる」とボランティアの方々の声もあります。

経緯

相模鉄道の二俣川駅からバスで約20分の左近山団地は、昭和40年代に日本住宅公団(現在の都市再生機構)により開発されました。賃貸・分譲あわせ4,770戸に約9,000人が暮らしています。高齢化率は45%、起伏の多い地形で、エレベータがない5階建が多くあります。

幹線道路にはバス停があり、団地の中心部にはショッピングセンター等がありますが、自宅からそこまで行くことができない高齢者の閉じこもりが課題となっていました。

状況を知ったNPO法人が、地域のために役立ててほしいと、デイサービス事業の縮小による車両を寄贈しました。これをきっかけに、平成28年9月、左近山移動支援プロジェクト「左近山おでかけワゴンチーム」が発足しました。1年の検討や議論を経て、平成29年9月、試運行開始。平成30年4月から本格運行が始まりました。

実施内容

〈仕組み〉

・毎週(木)5便(10時台~14時台)団地内を周回。乗車定員6人乗降場所17カ所

・イベント便は、春はお花見、秋は紅葉狩りで運行、毎月第3(土)は「第二ほのぼの会」(高齢者のお食事会)の送迎も行う

・毎月「左近山おでかけワゴン協議会」等で状況を報告、課題を検討

〈車両〉ワゴン車1台(オールさこんやま所有車両)

〈利用者〉登録86人。これまでに延べ約1,700人が利用

・利用者の声:買い物だけでなく地域ケアプラザにも来られるようになった。団地内に住む友人に久しぶりに会えて嬉しかった等。皆勤の夫妻は、「会話ができるので乗ること自体が楽しみ、健康維持のため毎週必ず乗っている」

〈利用者負担〉無料(会員制で会員登録が必要)



<担い手> 運転者 5人、添乗者 8人

・ボランティアの声:最初は知らない者同士でぎこちなかったが、親しくなって仲間意識旺盛。暑気払いや忘年会など楽しみが増えた。全員で関われる企画もやりたいとの意見が出て、イベント便に発展した。

<保険> 任意保険(乗降中の事故補償を付加)、ボランティア保険

収支

- ・(収入) 地区社協の「ふれあい助成金」、都市再生機構(車両に貼り付けたポスターの広告費)会費(年1,000円)・カンパなど
- ・(支出) ガソリン代、修理代、タイヤ交換、運転ボラと添乗ボラの謝金など

やるまでは大変だけど、乗る人の笑顔を見ると嬉しくなる



事業の協力・連携体制

もともと市民活動が活発な地域。自治会等で(特非)「オールさこんやま」を平成25年に設立。活動拠点「ほっと・さこんやま」は飲食を提供する憩いの場です。左近山おでかけワゴン、同法人のほか、左近山連合自治会、地域のボランティア、左近山地区社会福祉協議会、一般社団法人おもいやりネットワーク等で構成しています。



UR都市機構、旭区役所、旭区社会福祉協議会、左近山地域ケアプラザが後援しています。

目的地 いろいろ	路線	補助金等	車両の所有者 実施団体	複数乗車

乗り合わせていろいろな場所へ送迎

- 決まった曜日、時間帯、目的地で運行。あらかじめ登録している利用者を送迎する。
- 狭いエリアで、たくさんの乗降場所を設定するため、ドア・ツー・ドアに近い。

①住民等がインフォーマルに運行して外出支援している事例

森の里ぐるっと/(一社)厚木ぐるっと(神奈川県厚木市森の里)

概要

自治会活動をサポートするために自治会役員OBの男性たちが立ち上がりました。自分たちにできることを考えて実践することは、街の将来のあるべき姿を描き、その実現に向けた街づくりでした。高齢者のくらしの足を確保するために取り組んだのは、住宅街を巡回する、ストアや病院への無料送迎です。地域内の遊歩道や公園の草刈作業を請け負って事業剰余を運行経費に当てる等、汗と知恵と愛にあふれる活動を展開中です。

経緯

森の里地区は、市の中心部から西へ7 kmに位置し、ターミナル駅からはバスで15～23分、昭和55年から開発が始まった192.7 hに2700世帯(人口6,450人)が居住する住宅地です。平成15年、自治会役員OBが、自治会活動をサポートする団体「森の里ふぉーらむ」を結成しました。

平成21年に、「森の里地域コミュニティバス事業」が厚木市市民協働提案事業に採択され、運行に向けた準備が始まりました。自治会の協力による住民アンケート、住民ワークショップを経て、平成23年11月に運行をスタート(翌年4月事業部門を一般社団法人化し「厚木ぐるっと」設立)。平成27年3月に厚木市の支援事業は終了し、現在は自主運行しています。平成29年から日産自動車(株)のPRモニターキャンペーン(3年間の無償貸与プロジェクト)による電気自動車で行っています。車内で聞き取った高齢者の困りごと(簡単な家財修理、家の片づけ、庭仕事など)を新たな事業として展開し、終バス運行終了後に駅と住宅地を結ぶ「ぐるっと深夜便」を運行(金曜日のみ)、また地域のコミュニティの拠点「ぐるっと広場」も開設しました。活動も人の輪も広がっています。

実施内容

〈仕組み〉

- ・運行日:月、水、金曜日による便を運行
- ・第1火曜日「ふれあい喫茶」・第4火曜日「森 CAFE」開催時には2～7便を臨時運行
- ・乗降場所:右記停留所(降車は原則として玄関前まで、停留所以外でも運行ルート上であれば乗降可)
- ・初めて乗るときには:保険に同意していただくために署名が必要
- ・利用者の事故時の補償の同意と緊急連絡先を把握するためパスポートを発行



<通院・買い物・社会参加等支援>

登録不要

<利用者負担> 無料

<利用者> 延べ約 5,000 人/年

<担い手> 20 人

事業の協力・連携体制

森の里ふぉーらむ/森の里自治会連絡協議/森の里四丁目自治会/厚木市社会福祉協議会/(株)日産自動車/(株)アスカ・コーポレーション

時刻表

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
1 森の里センター	9:30	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
2 郵便局	9:31	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01
3 乗合4丁目	9:33	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03
4 5丁目自治会館	9:35	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05
5 4丁目自治会館	9:36	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06
6 3丁目自治会館	9:38	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08
7 1丁目自治会館	9:40	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10
8 2丁目自治会館	9:43	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13
9 森の里センター	9:45	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15
10 郵便局	9:46	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16



目的地



路線



車両の所有者



複数乗車



乗り合わせていろいろな場所へ送迎

- 決まった曜日、時間帯、ルートで運行。
- あらかじめ登録している利用者が対象で、帰りは玄関前まで送迎する。
- 狭いエリアでルートを設定しており、フリー乗降。

②社会福祉法人の「公益的な取組」の事例

福ロウはやぶさ隊/中藁科地区社協、(福)駿河会、 (福)わらしな福社会(静岡市葵区中藁科地区)

概要

2つの法人が提供する3台の車両を、ボランティアが運転して月に2回の買い物ツアーを実施しています。山間地のため地区から買い物のできる隣接市のスーパーまで15キロも走るコースがあります。他の社会福祉法人にもネットワークのある(福)駿河会の地域支援本部長がつなぎ役になって創出されました。顔見知りが乗り合ってでかけるイメージを大切に、細かいルールは決めていません。ボランティアが月1回のミーティングで相談しながら仕組みを決めていく「走りながら考える」事例です。



経緯

中藁科地区は、静岡駅から車で30分ほどのところにあり、藁科川や支流沿いの道路の脇に茶畑と住戸が点在しています。そのうち「福ロウはやぶさ隊」の活動している3地区の人口は、大原891人・小布杉86人・水見色406人(令和元年9月現在)で、高齢化が進んでいます。小布杉地区は山を下った藤枝市の商業施設が買い物や日常の用務を足す場所であり、大原・水見色地区は藁科川と支流がぶつかる平地部分に公共施設や商業施設が集まっています。そのため、バス停から離れた家で自家用車を利用できない人にとっては、通院や買い物が課題となっていました。

民生委員と地区社協等による年1回懇談会の発案で中藁科地区全域の高齢者を対象としたアンケート調査を行ったところ、移動を含む様々な生活課題が見えてきました。地区社協の会長が(福)駿河会から車両を貸し出せるという情報を得ていたため、駿河会を通じて(福)わらしな福社会にも車両提供の協力を求め、買い物支援に取り組む準備を進めました。生活支援コーディネーターの協力も得て、平成31年1月にS型デイサービスの参加者と一緒に「福ロウはやぶさ隊」を立ち上げました。二つの法人と「福ロウはやぶさ隊」のメンバーが運転や付き添いをする形で3月の試運行を経て、4月に本格運行を開始しました。



実施内容

	<大原・水見色コース>	<小布杉コース>
仕組み	毎月第4 木曜日。社会福祉法人の車両を、地域のボランティア(無償)が運転し、静岡市内にあるスーパーとホームセンター(又はドラックストア)で買い物をする。各コースに連絡を受けるボランティアがいる。参加しない人は連絡する。	毎月第2 木曜日。藤枝市内のドラッグストアとスーパーで買い物をする。2つの店舗は隣り合っている。小布杉地区から店舗までは車で片道30分。参加しない人はボランティアに連絡する。
車両	(福)わらしな福祉会2 台、(福)駿河会1 台	ボランティア(民生委員)の自家用車1 台
利用者負担	無料	無料
利用者と数	17 人(地区の高齢者で介助の必要ない人)	5 人(地区の高齢者で介助の必要ない人)
担い手と数	無償ボランティア11 名、大半は60代	無償ボランティア1 名
保険	車両提供者の任意保険	車両提供者の任意保険


事業の連携・協力体制

藁科日常生活圏域生活支援コーディネーターが立ち上げを支援しました。担い手は、S型サービスで仲の良いメンバーが中心になっています。駿河会の地域本部長は、静岡市の人材養成塾で市民活動について学び、地域と積極的に関わっています。

2つの社会福祉法人の事業は次の通りです。

- ・(福)駿河会:特別養護老人ホーム晃の園(定員150人)、地域包括支援センター等
- ・(福)わらしな福祉会:特別養護老人ホームりんどう(定員180人)、就労継続支援A型等

目的地 車両の所有者 車両の所有者 複数乗車



乗り合わせて買い物へ送迎

- 1台の車両で利用者宅へ迎えに行き、スーパー等へ送迎する。
- 参加しない人がボランティアに欠席連絡をする。事前予約は不要。

②社会福祉法人の「公益的な取組」の事例

「いくべえカー」/佐野川の足を考える会、(福)ラファエル会 (相模原市緑区佐野川地区)

概要

会議の場から実働部隊を創出し、地域力や地域の絆を生かして「地域の実情に合った交通手段」を実現した事例です。協力を快諾してくれた社会福祉法人と地域が、7年経った現在もWin-Winの関係を維持しつづけています。

経緯

神奈川県最北部の佐野川地区は、人口789人、世帯数263世帯(平成31年4月)の中山間地域です。人気のハイキングコースがあるなど高低差は激しい地域で、主要道路は東西にあります。峠を越えないと行き来できません。高齢者の買い物や通院等の移動手段が課題となっていました。

平成24年5月に、藤野地域の第2期まちづくり会議が「会議体から脱却して実働部隊として結果を出そう」と、佐野川地区をモデルに交通手段の検討を開始しました。同年9月「佐野川の足を考える会(愛称:さっそくいこう会)」発足。同11月、住民アンケートを実施(調査対象255世帯)、237世帯から回答を得ました。

一方、佐野川地区で5施設を運営し送迎車両を多数所有する「社会福祉法人ラファエル会」に相談し協力を要望したところ、地域に協力したい、無償で実施するとの回答がありました。平成25年7月、利用申込みの調査を実施(39人が申込み)しました。

試運行と課題への対策

試運行を平成25年10～12月と平成26年1～3月に実施しました。開始に先立ち、ルートを東と西に分けること、路線バスがない時間帯の運行等を検討しました。2次にわたる実験運行の結果、積雪等で運休する際の連絡の仕組みや、利用をキャンセルする場合の連絡方法、登録しても利用しない人がいる等が課題として浮上しました。

対策として「さっそくいこう会」に電話連絡員を配置、また登録者を見直して必要な人が利用できるようにしました。キャンセル待ちの対応も可能になりました。「運転手さんや同乗者との会話が楽しみ」という声も聞かれ、佐野川地区に合った交通手段の形が見えてきました。(電話連絡員と専用携帯電話の費用は、6自治会からの補助金を活用)。愛称を「いくべえカー」に決定し、平成26年4月に本格運行を開始しました。



実施内容

<仕組み>

- ・毎週水曜日、東ルート、毎週金曜日、西ルート運行
- ・1日につき1往復(月8回)。いずれも行き(10:00～)自宅近くの待合せ場所で順にピックアップ、目的地で下車、帰り(12:00～)は逆回り、各約70分
- ・東ルート(水)は、藤野駅前や診療所前、総合事務所前、JA前等で乗降。西ルート(金)は、スーパー前や郵便局前、病院前等で乗降

<車両> (福)ラファエル会の車両1台

<利用者負担> 無料

<利用者>






- ・平成30年現在24人が利用
- ・「さっそくいこう会」が利用する人と相談して、3ヶ月先までの利用日を予め決定

<保険> 法人の保険+送迎サービス総合補償(全社協)

事業の連携・協力体制

- ・ラファエル会(車両と運転): 車両の燃料代、保険代、運転手の人件費等を負担
- ・さっそくいこう会: ラファエル会の行事などを全面的に支援(春まつりへの参加、出店、住民が施設利用者となる等)。こうした信頼関係を長期的に維持・継続



目的地	路線	車両の所有者	複数乗車	予約
 いろいろ		 社福法人		

乗り合わせていろいろな場所へ送迎

- 決まった曜日、時間帯に運行。あらかじめ登録している利用者を定時定路線の形で送迎する。狭いエリアで、目的地(複数)を設定する。
- 予約に応じてお迎えに行くため、コーディネーターが必要。

②社会福祉法人の「公益的な取組」の事例

とちくぼ買い物クラブと外出支援事業 / 栃窪自治会、 (福)浄泉会、(福)輝星会(神奈川県秦野市栃窪地区)

概要

地域課題に対応するため、市が社会福祉法人に「公益的な取組」として協力を要請する一方で、地域に対してもボランティア活動と呼びかけた事例です。秦野市は、人材育成や安全確保のため、福祉有償運送の運転者資格も取得できる「認定運転者講習」を無料で受講できる仕組みを構築し、地域づくりと互助活動を誘導しています。

経緯

秦野市西部の自治会連合会から買い物支援について市へ要望がありました。市が自治会長と協議して18自治会の全戸にアンケート調査を実施、1,571世帯から回答がありました。高齢化率50%以上で「すぐにも乗りたい」との回答が多かった栃窪地区(96世帯、自治会加入率95%)で移動支援を試行することになりました。

試行運行の実施と効果

〈仕組み〉

- ・平成30年9～11月の毎週水曜日10時～12時。
- ・車両:市の公用車(7人乗りワゴン)を利用して、乗り合わせてスーパーに送迎。

〈利用者負担〉無料

〈担い手〉自治会副会長など7人が運転(「7人の侍」と自称)。全員が、市が毎年2回主催している「地域支え合い型認定ドライバー養成研修」(無料)を受講した人。

〈結果〉

- ・利用希望者は11人。久しぶりに友人と会って話せて嬉しかった、自分の目で見て納得できる買物ができた、坂道が多くて大変だったが買物がラクになった、今後も末永くやってほしい等の感想があった。
- ・市は1ヵ月ごとにボランティアや利用者との協議会を開催し、モデル事業の効果として、地域のコミュニケーションが活発化した、悩みを話す人ができてストレスが解消され、安心感が生まれた、1人暮らし高齢者を地域で見守るという意識が共有されはじめた、ボランティアが特別なことではない雰囲気地域に生まれた、毎週外出することにより介護予防につながった等の成果を確認した。市は、栃窪地区近隣の社会福祉法人への協力のはたらきかけを本格化した。



<1.買い物支援、2.通院・買い物・社会参加等支援>

登録不要

実施内容

1.「とちくぼ買い物クラブ」本格実施

市からの打診に社会福祉法人「浄泉会」が呼応し、車両を提供することになりました。自動車保険の関係で、運転ボランティアは浄泉会のボランティアとして登録。法人、自治会、市の三者による協定書を締結し平成30年12月から本格実施しています。仕組みは試運行時と同じです。

2.通院等の支援

買い物ニーズには対応できましたが、通院などへの対応策は課題として残りました。社会福祉法人「輝星会」から、施設と渋沢駅を往復するワゴン(職員や入所者家族を送迎、1時間に1本)の利用について市に提案がありました。

ルート上に栃窪地区があり、通院等に困る住民も無料で同乗できることになりました。運転は法人の職員が担当、地区に乗降場所2か所を設定して駅と地区を結んでいます。利用者証は自治会が発行します。

平成31年3月、法人、自治会、市の三者による協定を締結。同4月から利用開始となりました。

事業の連携・協力体制

栃窪地区にはデマンドタクシーがありますが、事業者に相談したところ、赤字がふくらんでいることもあり(赤字分は市と事業者折半で負担)、「地域でやることなら、構わない」との反応でした。



乗り合わせて買い物や駅周辺へ送迎

- 決まった曜日、時間帯、目的地で運行。あらかじめ登録している利用者を送迎する。

③市町等の車で運行している事例

藤枝市「地域支え合い出かけっCARサービス支援事業」/西益津地区社協、 葉梨地区社協、(株)ふるさと瀬戸谷、瀬戸谷地区社協(静岡県藤枝市)

概要

移動が困難になった高齢者の外出を支援するため、藤枝市は、地区社会福祉協議会の役員等の住民代表、市社会福祉協議会等の関係団体及び市内11課の連携による「移動支援研究会」を設置して検討。高齢者の移動・外出支援事業を創出しました。住民主体型と、住民と連携する法人主体型の2つのタイプがあります。



経緯

藤枝市は、人口144,941人、世帯数59,219世帯。高齢化率29.44%、一人暮らし高齢者8,252人です(平成31年4月1日現在)。参加者の介護予防のため「歩いて行ける範囲」での通いの場(ふれあい会食会、ふれあいサロン)づくりを進めてきました。

平成29年度から地区社協(10地区)の活動を基盤に生活支援体制整備事業を開始したところ、「国道や橋を渡っていくのが大変」「町内会単位でも会場が遠い」などの高齢者の「足」の問題に対する声が地域の代表者との協議の中で明らかになりました。

そこで、市の地域包括ケア推進課は、平成30年7月に「移動支援研究会」を設置し、①住民主体による移動支援、②市の公共交通等による高齢者移動支援の手法等の研究を始めました。研究会の構成員は、地域住民代表(参加を希望した地区社協役員等)、市社協職員や生活支援コーディネーター、地域包括支援センター等のほか、市の福祉政策課、介護福祉課、公共交通政策室、財政課、協働政策課など、広範囲の連携を実現しました。12月まで4回の研究会により、市は「地域支え合い出かけっCARサービス支援事業」を令和元年度に創設しました。6月に西益津地区、10月に葉梨地区、11月に瀬戸谷地区で、買い物支援を中心とした移動支援サービスをスタートしました。

実施内容

1、地区社協が主体となって行うサービス(令和元年6月～西益津地区、同年10月～葉梨地区)

1)市の役割

運転ボランティアの安全運行に係る講習の受講支援、事業実施に係る経費負担

2)市社協の役割(市からの委託を受けて市社協が行う)

車両のリース契約と地区社協へ提供、自動車保険の加入、ボランティアの賠償保険の加入(ボランティア活動保険)、事故が起きた場合の対応、市への実績報告の提出等

3)地区社協等の役割

コーディネーターが、運転ボランティアの調整を行い、ガソリン代の負担を地区社協が行う西益津地区社協「西益津お出かけ支援隊」と葉梨地区社協「葉梨ささえ愛隊」

<1. 買い物・居場所の送迎支援、2. 買い物支援>

登録不要

〈仕組み〉毎週(火)～(土)の午前中に、各町内会の指定場所に集合した利用会員をスーパーマーケットに無料で送迎。令和元年10月から、地区交流センターで開催している居場所「西益津いきいきランド」等への送迎も開始

〈車両〉市のリース車両1台(7人乗り)

〈利用者〉自分で買い物に行くのが困難な高齢者

〈利用会員〉24人(令和元年11月現在)、平均年齢:79.9歳、半数以上が一人暮らし

〈担い手〉

- ・運転ボランティア:登録18人(75歳未満 男性隊員)、運転支援員:登録10人(女性隊員と75歳以上の男性隊員)で、乗降時の支援、車内での会話と利用者状況の確認、運転補助を担当。
- ・日報で引き継ぎ、ボランティア間で情報共有

西益津地区アンケート調査結果(平成30年10月実施/対象者:75歳以上1,632人)

移動支援の行先	利用したい	将来利用したい
スーパー等	142	302
食料品を除く生活用品	103	216
病院、治療院	191	464
サロン、いきいきランド(居場所)	53	124
その他	16	23

ニーズ調査

2. 地区社協と連携する地域の法人が主体となっ行うサービス(令和元年11月～(株)ふるさと瀬戸谷と瀬戸谷地区)

- ・(株)ふるさと瀬戸谷・瀬戸谷地区社協「瀬戸谷買援隊」
- ・法人の休業日である月曜日のうち毎月第1(月)に、各地域の指定場所に集合した利用会員をスーパーマーケットに無料で送迎

〈車両〉(株)ふるさと瀬戸谷の送迎用車両1台

〈利用会員〉34人(令和元年11月現在)

〈担い手〉付添ボランティア:7人。運転は「ふるさと瀬戸谷」の職員



乗り合わせて買い物へ送迎

- 1台の車両で集合場所へ迎えに行き、スーパーへ送迎する。
- あらかじめ登録した人が利用対象者で、事前予約は原則として不要。

③市町等の車で運行している事例

「ゆめバス」試運行中/(法)鍋島町内会(静岡県島田市鍋島地区)

概要

島田市内で初めての住民による住民のためのデマンドバスです。町内会がボランティアで運転を行い、高齢者の買い物、通院といったニーズに合わせて週2回の運行に取り組んでいます。同地区は、もともとバス路線から外れた地区で、コミュニティバス試行線のみが地区を走る手段でしたが、平成31年3月で休止。高齢者の移動手段確保のため、同町内会が主体となり、デマンド型バスの試行運転を実現しました。

経緯

鍋島地区は世帯数27戸で65人が暮らしており、バス路線からは外れた地区。試行線(山の家～鍋島～川根支所前・御堂沢)のみが区内を走る移動手段であったため、移動手段に対する危機感・問題意識がありました。

地域の有志により、地元で輸送ができないか5年前から検討。試行線が平成31年3月末に休止となったことから、互助による地元主体運送を行う機運が高まりました。町内会でニーズ調査を行いました。通院を主に、買い物・高齢者学級・老人クラブ・社会見学など外出の意欲は高く、運転ボランティアの協力を得て試行運転を実施することになりました。試行運行の結果を分析・検証し、本格導入につなげていく計画です。

- ・9月3日 地区住民向け説明会
- ・試行6カ月間 令和元年9月20日(金)～令和2年3月20日(金)



実施内容

〈仕組み〉

・鍋島町内在住の住民のみ利用できる(無料)

・運行ルート 定時デマンド

①毎週火曜日:通院ルート

(島田中央2回、島田西1回、川根1回)

②毎週別曜日:買物ルート(向谷地区)

③月1回:高齢者学級

〈車両〉

島田市所有のトヨタハイエース(10人乗り)を使用

〈利用者負担〉無料

〈利用者〉

①買い物コース 116人(実利用者数16人)

②通院コース13人(実利用者数4人)

③高齢者学級22人(実利用者数10人)

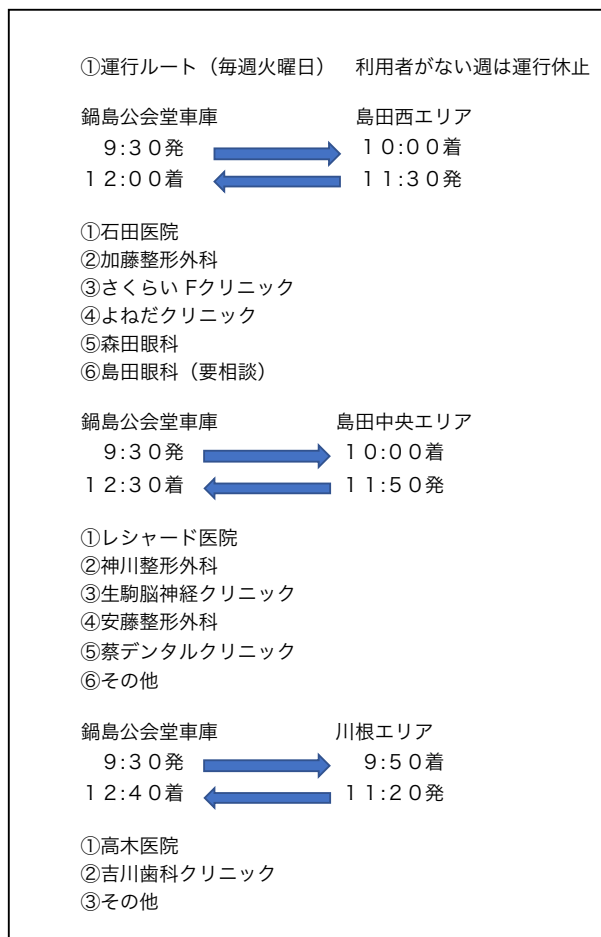
※9月20日~1月31日

〈担い手〉運転ボランティア3人

〈その他〉

・電話予約不要で乗車希望者とその都度確認を取っている

・社会見学、産業祭、高齢者福祉にかかわる行事の送迎



事業の連携・協力体制

(法)鍋島町内会 / 島田市生活安心課



乗り合わせているいろいろな場所へ送迎

- 決まった曜日、時間帯、目的地で運行。あらかじめ登録している利用者を送迎する。ルート時刻の変更が必要ない程度に自宅周辺は細かく回る。
- 利用者がいないことが分かっている日は、運行しない。

③市町等の車で運行している事例

岩沢コミュニティバス運行事業 / 岩沢地域振興協議会、 小千谷市観光交流課(新潟県小千谷市岩沢地区)

概要

中山間地域の路線バスの廃線が決まり、市が地域と対応を協議。市が車両を貸与し地域が動かす方法で、駅や幹線路線バスのバス停まで運行してきました。15年が経過するなかで高齢化と過疎化は更に進行しています。自宅前で乗降できる方法に運行を改善、見直しを図りました。

経緯

岩沢地区は、豪雪で知られる小千谷市南部の中山間地域です。山間部を運行していた路線バスの廃線が決まり、高齢者の移動手段の確保が課題となっていました。市が地域住民や地元協議会等と対応を協議、交通空白地の生活交通を維持・確保するため、市所有のワゴン車両を地域協議会に貸与し、地域が運営し、住民が自ら運行管理するコミュニティバスとして運行することになりました(平成16年10月試運行、平成17年4月本格運行)。岩沢地区で最も山間部である岩山・池の又・田代・小土山・外之沢と、住民センターやJR越後岩沢駅および幹線を走行する路線バスの停留所等を結ぶ約7kmを運行しています。車両が空いている時間は、地域のコミュニティ活動(高齢者デイホームの送迎など)にも利用してきました。

15年が経過し、本来の目的である生活交通としての利用者は減少傾向にある一方、地域活動での利用は増加しています。高齢化と人口減少による利用者の減少や運転者確保等の課題について、市は地域協議会と定期的な協議を進め、運行エリアの拡大と自宅前での乗降による利便性の向上を図った上で愛称「狼煙(のろし)号」として再出発することになりました(令和元年11月、運営および試験運行開始)。

実施内容

〈運営主体〉 岩沢地域振興協議会(岩沢コミュニティバス運営委員会)

〈仕組み〉

- ・一部を除く岩沢地域内全域。利用者の自宅前で乗降
- ・行きは8時前に岩沢郵便局前を出発、利用者を順に乗せて岩沢地域内の路線バス停に接続。帰りは13時過ぎに到着する路線バスに接続させるため、岩沢地域内のバス停前で待機し、接続後、利用者宅を順に回る。平日のみ運行
- ・利用申込み: 前日17時までに岩沢住民センターに電話で申込みをし、利用者の住居や利用人数により迎えの時間を決定する。(乗車定員は最大9人、乗車できない場合は速やかに取消しの電話を入れる)

〈車両〉 市が10人乗りワゴン車を貸与(車検費用、修繕費、保険料を負担)

〈利用料等〉 利用時の負担額はなし。運営にかかる経費(約35万円/年)は全世帯からの協議会費で賄う

運行車両「狼煙号」



<通院・買い物・社会参加等支援>

登録不要

〈利用実績〉 運行224回、延べ1,514人/年が利用(平成30年度)

〈担い手〉 基本は住民センターの事務員がスライド勤務で対応。控え運転者としてデイホームのバス運転者ほか2名を委嘱

〈保険〉 小千谷市が加入(市有物件災害共済会)

〈周知方法〉 町内全戸配布の案内や岩沢通信(町内報)等で告知

※運行がない時間帯は、地域のコミュニティ活動(高齢者デイホームの送迎等)に使用

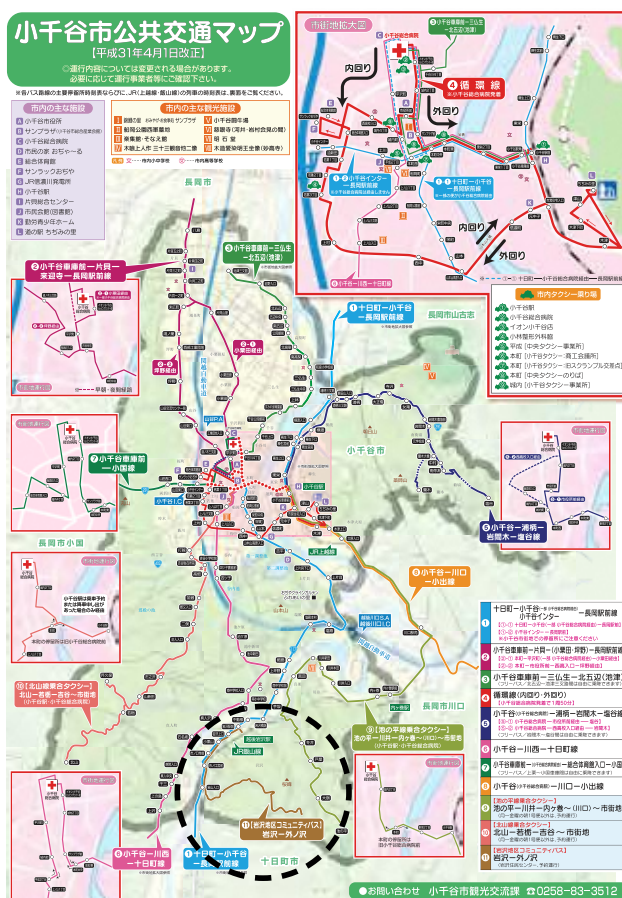
地域住民手作りの待合所



コミュニティ活動の送迎



路線バスに接続



目的地	路線	補助金等	車両の所有者	複数乗車	予約
いろいろ			市町村		

乗り合わせて駅やバス停へ送迎

- 決まった曜日、時間帯、ルートで運行。あらかじめ登録している利用者をドア・ツー・ドアで送迎する。
- 予約に応じてお迎えの時刻は前後する。

④介護予防・日常生活支援総合事業の補助を活用した事例

かなみおでかけサポート/ (福)函南町社会福祉協議会(静岡県函南町)

概要

居場所は情報と人が行き交う場です。地域の拠点となり、住民の困りごとを発見し、つないでいく場としても機能します。歩行が不安になっても居場所へ参加しやすいように移動を組み合わせた仕組みを創り、総合事業(訪問型サービスD)を活用して実施しています。また居場所参加者向けの買い物ツアーも併せて実施しています。居場所+買い物ができるので楽しさも倍になりました。かなみおでかけサポートは共助の取組で参加者(利用する人・運転や添乗ボランティア)も笑顔がいっぱいです。

経緯

平成28年に、体制整備事業で社会資源調査、住民ニーズ調査を行い、協議体のテーマ抽出に活用しました。ニーズが高かったテーマを中心に、「外出支援でお互い様をつくる」等の地域支え合い勉強会を4回開催しました。

平成29年に協議体を設置、4月から介護予防・日常生活総合事業を開始しました。

地域の拠点となる居場所は、情報と人が交流する場所だったことを発見し、困りごとをつないでいく居場所への参加と、参加に必要な移動を総合事業(訪問型サービスD)として実施することになりました。

平成30年に、運転ボランティア養成講座を開催(14名が登録へ)し、ボランティア連絡会も開催しました。

平成30年10月、かなみおでかけサポートが開始されました。



実施内容

〈仕組み〉

- ・登録・許可不要の活動
- ・週4回(火・水・木・金)居場所への送迎(訪問型サービスD事業) & 居場所参加者向け買い物ツアー(居場所→買い物→居場所)(函南町社協独自事業)

〈車両〉(7人乗りワンボックスカー)は函南町社会福祉協議会が提供(地域貢献)

〈利用者負担〉

居場所参加費のみ(無料~200円)

- ・要支援1・2、事業対象者優先(訪問型サービスD対象事業)
- ・移動支援が必要な方

<利用者>

- ・登録17人(うち要支援・事業対象者10人)/令和2年1月時点
- ・自立、要介護認定者も乗車可能(ただし、乗降が自分でできる方)

<担い手>

- ・登録27人(運転ボランティア、添乗ボランティア)/令和2年1月時点
- ・運転ボランティア養成講座受講者が活躍
- ・居場所での利用会員さんのお手伝いに対する謝金200円

事業の連携・協力体制

居場所の運営主体、ボランティア、行政、包括、社協

介護予防・日常生活支援総合事業の補助

- ・補助対象経費
利用調整をする人の人件費、燃料費、通信費、運転台帳等の印刷製本費、消耗品費、車両リース代、車両の任意保険料
- ・補助限度額:1日1台4,000円



乗り合わせてサロンや買い物へ送迎

- 1台の車両で利用者宅へ迎えに行き、サロン等の居場所へ送迎、サロンからスーパー等へ送迎する。
- サロンに参加しない日のみ事前連絡する。送迎の予約は不要。

④介護予防・日常生活支援総合事業の補助を活用した事例

移動支援型訪問サービス「おのりんカー」/ (福)小野市社会福祉協議会(兵庫県小野市)

概要

小野市には、市全域を対象とした「よりそい協議会」(第1層)と4つの地区単位の「よりそい協議会」(第2層)があり、おのりんカーは、これらを通じてニーズをしくみづくりにつなげた事例です。第2層協議体では、社会福祉法人連絡協議会と連携して「買い物バスツアー」を行ったり、地域食堂や移動販売、配食サービスを行ったりと各地区がそれぞれ活発に活動しています。行政と社協の連携と協働関係がしっかりできていることで、担い手確保や継続性のあるしくみが実現しています。



経緯

小野市は、人口48,500人、世帯数約20,000世帯、高齢化率は28.0%です。市では、平成22年に、小野市社会福祉協議会を事務局として、「おの介護ファミリーサポートセンター」を開設しました。協会員と依頼会員をマッチングする形で、高齢者等を対象に家事援助や外出時の付き添い、話し相手、安否確認等を行ってきました。

平成29年に、声を出しにくい人の声を聞くために生活支援体制整備事業の第2層協議体が行った訪問調査により、移動支援のニーズが高いことがわかりました。これをきっかけに、市(福祉・交通関係部署)と社協で協議が始まりました。市と社協の協議は月1回のペースで行われ、移動支援をテーマにした研修会に参加するなどして調査研究しました。それらを元に第1層協議体での協議が行われ、介護ファミリーサポート+訪問型サービスDという補助事業の形ができました。



平成30年に、全国移動ネットから講師派遣を受けボランティア養成講座(3回コース)や運転者講習会を実施し、ケアマネ連絡会で事業説明等を経て、同年10月、移動支援型訪問サービスを開始しました。その後も、福祉フォーラムの開催や、利用者の声から送迎範囲を拡大、第2回運転者講習会の実施など、協議体と連携しながらよりよいしくみを検討しています。

実施内容

〈介護ファミリーサポート〉簡易な家事援助等の活動(平成22年～)

〈調整事務ボランティア〉目的地までのルート調査、活動報告書

<通院支援>

<仕組み>

・送迎先:小野市内の医療機関

※特別な理由がある場合、利用者宅から10km圏内にある北播磨圏域の医療機関への送迎も可

・実施日時:平日8:00~17:00

<車両> ボランティアの自家用車

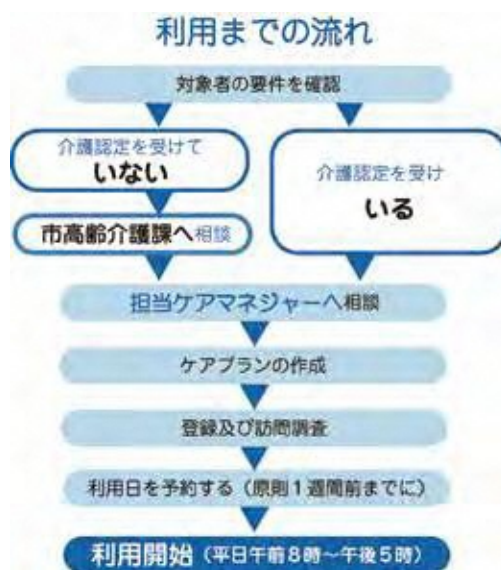
<利用者負担> 1時間につき600円(送迎往復の場合は1,200円)

<利用者>

- ・要支援1・2および基本チェックリスト該当者で、通院が困難な方。加えて、次のいずれかに該当する方
- ・同居者全員が、免許不所持又は返納している
- ・日中就労等により運転できるものがない世帯

<担い手>

- ・運転ボランティア:21人(男性17、女性4)
- ・利用登録者数:23人、利用件数23件(令和元年11月)
- ・平均年齢:66.9歳(令和元年7月現在)



事業の連携・協力体制 ・協議体を通じて創出

<第1層協議体のメンバー>

自治会長、福祉推進委員長、民生委員、ボランティア、いきいきサロン世話人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、介護保険サービス提供事業所、老人クラブ、シルバー人材センター、コープこうべ、商工会議所、行政

<第2層協議体のメンバー>

自治会長、福祉推進委員長、民生委員、ボランティア、いきいきサロン世話人、老人会、社会福祉法人、行政

<総合事業の補助> 調整事務ボランティアへ1時間につき調整活動費600円を補助



個人所有の自家用車で通院送迎

- ボランティアが自家用車を使い、ドア・ツー・ドアで、利用者の希望する目的地へ送迎する。
- 利用者と運転者をつなぎ、日々のサービス提供計画を立てるコーディネーターが重要。

④介護予防・日常生活支援総合事業の補助を活用した事例

竹田津くらしのサポートセンターかもめ/暮らしを考える会 (大分県国東市)

概要

住民有志による「暮らしを考える会」が居場所をつくり、送迎付きカフェと食事会を開始して以降も、生活支援や買い物支援へと新しい展開を続けています。「社会参加のある、支え合う地域づくり」によって、介護予防や生活支援の基盤を作るとする市の方針が、住民発意の取組を支えています。わずか一年という短い期間に住民主体の居場所づくりと移動支援を実現した密度の濃い準備が特徴です。

経緯

大分県国東市は、人口27,508人で、高齢化率41.9%です。うち、竹田津地区は人口約1,000人、高齢化率54.3% (85歳以上率13.2%)と、さらに高齢化が進んでいます。平成28年1月、地域と行政、社協による“地域づくり”の話し合いから、地区住民の約1割が参加した生活支援講演会の開催を経て、有志による「活力ある竹田津の暮らしを考える会」が発足しました。全7回のテーマ別勉強会や、全戸訪問ニーズ調査を実施しています。翌平成29年1月には居場所となるカフェ「かもめ」をオープンしました。カフェの開設から間もなく、送迎を開始。家事支援等を行う「ちよい加勢」を平成30年1月より開始しました。

この間、第1・2層のコーディネーターを兼務する社協職員が講座や調査を組み立て、第3層コーディネーターにあたる職員がグループの実務を担当するなどして活動を支えました。1日平均21人が訪れ、利用者もカフェスタッフも少しずつ増えています。「暮らしを考える会」は実質的な第3層協議体の役割を果たしています。

実施内容

- ・竹田津公民館にある「かもめ」カフェ(週3日開設)を拠点とし、カフェ・体操・レクリエーション・食事会・生活支援・送迎外出支援等を実施しました。
- ・月12回のカフェと、月2回の食事会の参加者の希望に応じ、マイカーボランティアが無料で送迎を行う。レンタカーも使用可
- ・カフェには出張販売(地元商店・飲食店)もある
- ・カフェからの買い物支援も実施
- ・平成30年9月より、自宅からの買い物代行も試験的に開始

「かもめカフェ」 **おひきせ** コーナー

【カフェ 紹介】 皆で 楽しい時間 過ごしています★



11/20
竹田津小学校の皆さんが
来てくれるように★ 多世代交流



12/10
松かさ 作品づくり
“地域資源”を 活用

【ちよい加勢 ちよっとしたかせい】 12月実績 紹介 | 30分 300円
30分 400円(薬判りの場合)

<買い物・居場所への送迎支援>

登録不要

<車両>

ボランティアの自家用車(32台)とレンタカー1台

<利用者負担>

送迎は無料、カフェは1杯100円でお替り自由(ちょい加勢は30分300円)

<利用者>

- ・竹田津地区住民で外出するのが困難と判断された方で、かつ、送迎及び外出支援の利用申請をした人
- ・1か月あたりのカフェおよび食事会の送迎: 30人、買い物付添2人、買い物代行2人

<担い手>


32名。70代の男性が多い。※カフェ全体のスタッフは食事スタッフも含め60人以上

くらサポ「かもめ」カフェ&食事会 令和2年 2月号 場所:竹田津地区公民館 【かもめ専用電話】 ☎070-0000-0000			
カフェ: 誰でも 自由に利用できます ホットコーヒー: 100円 紅茶: 100円 開所: 週1~4 火・水・木曜日 13:00~15:00			
竹田津地区限定! 食事会: 事前予約で利用できます 昼食代: 400円 ※希望者は送迎あり! 開所: 週2,4 水曜日 10:00~13:00			
火 4 カフェ (西万寺) 「西の日」 西の方へ向かうと、いいことがあるかも しれません! 出店: キッチン大塚さん 13:00~15:00 (惣菜等)	水 5 オレンジカフェ (徳) 「成年後見人制度について」 13:15~14:00 講師: 包括支援センター 出店: ラーメン・カフェ 朝野さん 13:00~15:00 (惣菜等)	木 6 カフェ (徳海) 「松ぼっくりで飾り物」 13:15~14:00 講師: 西万寺地区の皆さん ●祝祭受入 大分市海老の市 (20名) 出店: 小川豆腐屋さん 13:00~15:00 (惣菜等)	考える会 紹介 地域会議 (2/3)
11 カフェ (徳海) 「おゆっくりに おつろぎください」 出店: キッチン大塚さん 13:00~15:00 (惣菜等)	12 カフェ (清手) 「お話を聞いてみたい?」 13:15~14:00 講師: 国東市長病院の方 ●大分大学 山本准教授 来所予定 出店: 変友ペーカリー(手作りパン) 13:00~15:00	13 食事会 / カフェ (清手・徳海・徳) (西万寺) 「ノートパソコン持込み会」 13:15~14:00 講師: 参加者の皆さん ●祝祭受入 武蔵東の方 (10名) 出店: 江崎商店さん 12:00~14:00	10時~ 地域課題の協議・検討 ミツマタ原料加工 勉強会 ミツマタの炭はき・暮らし 継承会(2/7)
18 カフェ (徳) 「相撲甚句とカラオケ」 13:15~14:00 講師: 徳海地区の坂本さん 出店: キッチン大塚さん 13:00~15:00 (惣菜等)	19 カフェ (徳海) 「みんなで歌おう」 13:15~14:00 講師: 徳地区の坂口さん 出店: 変友ペーカリー(手作りパン) 13:00~15:00	20 カフェ (徳海) 「クラフトテープでゴゴり」 13:15~14:30 材料費実費 (予定) (10まで) 講師: 西万寺地区の山口さん 出店: 変友ペーカリー(手作りパン) 自作お日 13:00~15:00	事業紹介 ちょい加勢 生活での ちょっとした困りごと (生活支援) ●30分 300円 ●30分 400円 (昼食)
25 カフェ (清手) 「豆カとウクレレ」 13:15~14:00 講師: 地域おこし協力隊 今田さん 出店: 小川豆腐屋さん 13:00~15:00 (惣菜等)	26 カフェ (西万寺) 「折紙教室・福は内」 13:15~14:00 講師: 清手地区の藤原さん 出店: ラーメン・カフェ 朝野さん 13:00~15:00 (惣菜等)	27 食事会 / カフェ (西万寺・徳) 「ノートパソコン持込み会」 13:15~14:00 講師: 参加者の皆さん 出店: 江崎商店さん 12:00~14:00	新規事業紹介 観光トイレ清掃 活動スタッフ募集中 2月 西万寺地区担当


事業の連携・協力関係

- ・立ち上げまでは大分県等様々な補助金を活用し、平成29年度からカフェの運営に対して市から一般介護予防事業の補助金を受けています。
- ・令和元年度から実施した買い物代行と買い物付添は、市の一般財源による「高齢者等買物支援試験運用事業」の補助を受けています。
- ・市が立ち上げに際し、生活支援コーディネーター(地域支え合い活動推進員)を市社協に4人配置(旧町村ごと)し、生活支援や介護予防活動のための組織体制の整備を行いました。モデル地区である(竹田津地区と上国崎地区)にはそれぞれもう一人の生活支援コーディネーターを市の単費で追加で配置しました。


目的地




目的地




補助金等




車両の所有者



個別送迎



予約



個人所有の自家用車でサロンや買い物へ送迎

- ボランティアが自分の車でサロン等の居場所に連れて行く。サロンから買い物へ。
- サロン等の居場所に移動販売に来てもらうこともある。

各地の取組事例紹介

7 移動サービスに関する制度・知識

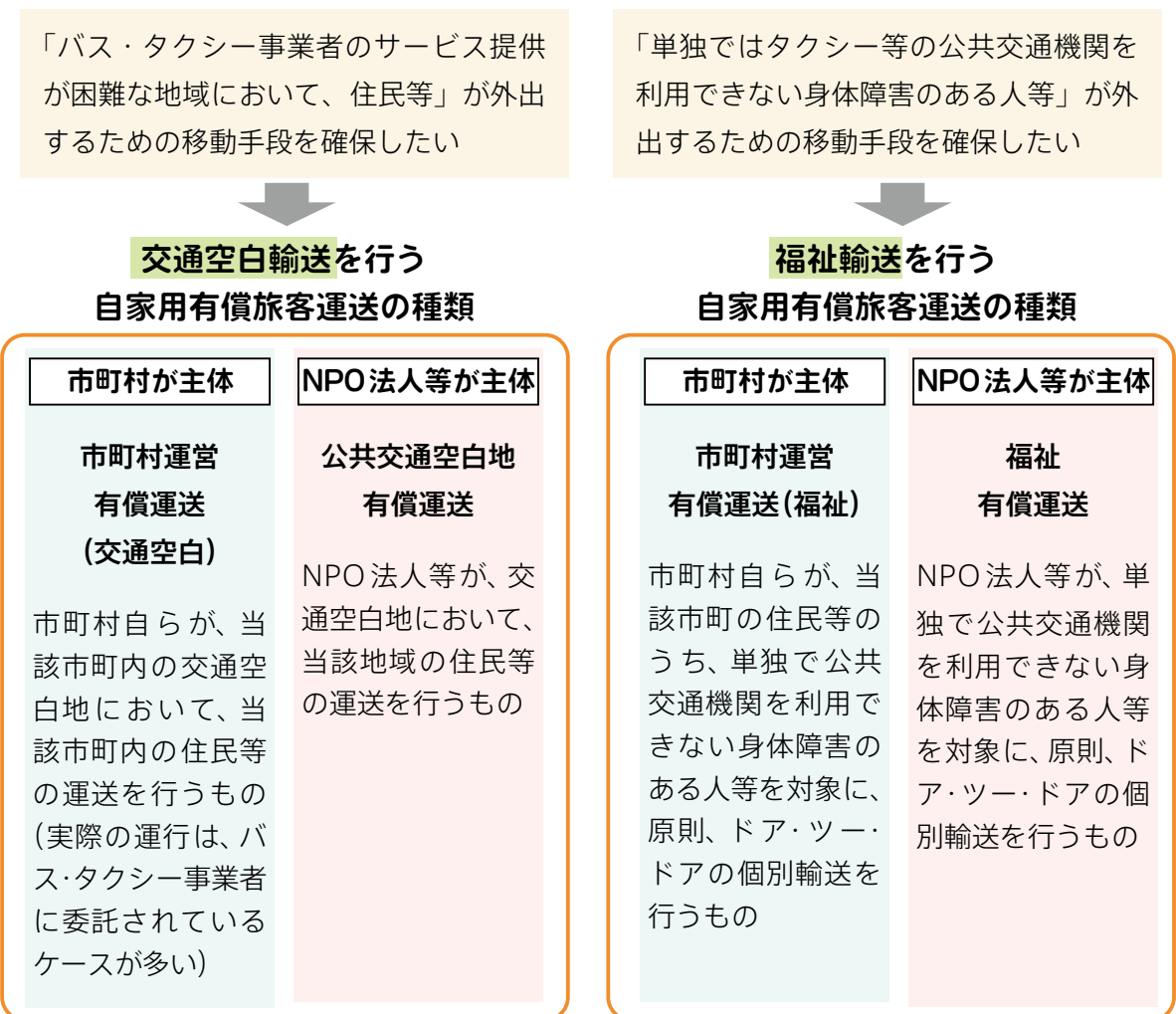
(1) 道路運送法上の取扱い

「自家用有償旅客運送は」、バス・タクシー事業が成り立たず、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を使って提供する運送サービスです。

道路運送法第78条2号に位置付けられ、同法第79条に基づいて、国土交通大臣の登録手続きを行うこととされています。

① 自家用有償旅客運送の種類

※国土交通省発行「自家用有償旅客運送ハンドブック」より



② 自家用有償旅客運送の登録をする場合

※国土交通省発行「自家用有償旅客運送ハンドブック」より

・自家用有償旅客運送の登録は、以下の流れで進めます。

地域における関係者の合意

地域公共交通会議又は運営協議会

- ・自家用有償旅客運送の必要性、旅客から收受する対価に関する事項
- ・その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

準備すること(登録要件)

地域公共交通会議又は運営協議会

- ・法人又はそれに準ずる組織をつくる
- ・国土交通大臣認定講習の受講
- ・運行管理の要件を満たす人を確保
- ・旅客の名簿や運転者の名簿等を作成 等

◆地域公共交通会議、運営協議会

- ・地域における関係者の合意を図るため、実施しようとする自家用有償旅客運送の種類に応じて、「地域公共交通会議」又は「運営協議会」を設置する必要があります。
- ・いずれの会議も市町村長又は都道府県知事が主宰者となります。

地域公共交通会議

- ・市町が主体となる市町運営有償運送(交通空白、福祉)の協議を行う場合

市町村が主体

市町運営有償運送(福祉)
市町村運営有償運送(交通空白)
について協議を行う

運営協議会

- ・NPO法人等が主体となる公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送の協議を行う場合

NPO法人等が主体

公共交通空白地有償運送
福祉有償運送
について協議を行う

※地域公共交通会議を設置している市町村は、新たに運営協議会を設置することなく、地域公共交通会議で協議することが可能

道路運送法に基づく登録

【登録申請先】当該地域を管轄する運輸支局等

(市町又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県)

※登録の有効期間は2年

(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は3年)

③ 市町運営有償運送(交通空白・市町村福祉) <制度の概要>

地域公共交通会議で合意

- 市町が単独又は広域で設置する。必要に応じ都道府県設置も可
- 運送の必要性や区域等を協議

【交通空白】交通空白地であり地域住民の輸送を行う必要性があると認められること

【市町福祉】タクシー等ではニーズに対応することが困難であり、市町村福祉輸送が必要であること

運送の主体

- 市町(委託も可能)

運送の区域

- 交通空白輸送
 - ・協議の整った地域内で、路線又は運送の区域を定めて行う
 - ・運送の区域を定めて行う場合、発地又は着地のいずれかが区域内にあること(平成29年改正)
- 市町村福祉輸送
 - ・協議の整った市町村の区域を運送の区域とし、発地又は着地のいずれかが運送の区域内にあること。

運送の対象者

- 交通空白輸送
 - ・地域住民とその親族、当該市町に日常用務を有する者
 - ・(市町長が認めた場合は)来訪者も可
- 市町村福祉輸送
 - イ)身体障害のある人 ロ)要介護認定者 ハ)要支援認定者 ニ)その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者(複数乗車も可)*登録が必要
(市町長が認めた場合は)住民以外の上記該当者も可(登録なし)

運送者

- 二種免許もしくは一種+国交相認定講習受講

富山県南砺市コミュニティバス



④ 公共交通空白地有償運送 <制度の概要>

運営協議会(又は地域公共交通会議)で合意

- 市町などが単独又は広域で設置
- 協議事項:①運送の必要性(タクシー等の公共交通機関では十分なサービスが確保されていないと認められ、必要性について合意が得られていること) ②運送の区域 ③運送の対価について合意する *事業者提案を優先合意プロセスガイドライン化
- 構成員:自治体、地方運輸局、関係交通機関(タクシー等)の代表、地域住民、利用者代表、NPOの代表など
- 更新(3年ごと)や変更登録(運送の区域・運送の種別)などを行う場合も申請と合意が必要

運送の主体(登録できる団体)

- 非営利法人(NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会)、法人格がない町内会など地縁団体

運送の対価

- 実費の範囲内、営利と認められない範囲＝タクシーの上限運賃(距離制又は時間制)の概ね1/2を目安)
- 対価以外に乗降介助料、待機料、迎車回送料、設備使用料、サービス受付、調整人件費なども設定可能

運転者

- 二種免許もしくは一種+国交相認定講習受講

運送の対象者

- 当該地域内の住民およびその親族、当該地域内に日常用務を要する者*会員登録が必要
- 市町長が認めた場合は来訪者や滞在者も可(登録なし)



岡山県備前市笹目地区「ささめあい号」
住民が運転・運行(7人が運転手)
備前市は市町村運営交通空白も10路線(交通事業者委託)

⑤ 福祉有償運送＜制度の概要＞

運営協議会(又は地域公共交通会議)で合意

- 市町などが単独又は広域で設置
- 協議事項:①運送の必要性 ②申請団体の運送の区域 ③運送の対価が制度に沿っているかを判断して合意
- 構成員:自治体、運輸支局、関係交通機関(タクシー等)の代表、地域住民、利用者代表、NPOの代表など
- 3年ごとの更新や変更登録(運送の区域・運送の種別)などを行う場合も申請と合意が必要

運送の主体(登録できる団体)

- 非営利法人(NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会)
- 法人格がない町内会など地縁団体

運送の対価

- 実費の範囲内、営利と認められない範囲＝タクシーの上限運賃(距離制又は時間制)の概ね1/2を目安)
- 対価以外に乗降介助料、待機料、迎車回送料、設備使用料、サービス受付、調整人件費なども設定可能

運転者

- 二種免許もしくは一種＋国交相認定講習受講

運送の対象者

- 単独で移動が困難な人、その付添人
 - イ)身体障害のある人 ロ)要介護認定者 ハ)要支援認定者、基本チェックリスト該当者
 - ニ)その他肢体不自由、内部障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方、その他の障害を有する者(複数乗車も可)＊会員登録が必要
- 首長が認めた場合は、上記に該当する来訪者や滞在者も可(登録なし)



⑥「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

許可・登録不要の形態で実施しているケースは、具体的には、国土交通省の通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」に沿って解釈されています。

- (1)－1 利用者からの給付が、好意に対する任意かつ自発的な謝礼と認められる場合
 - 2 自治会等が地域づくりの一環として運行に必要な経費を賄う場合。利用する・しないに関わらず会費等が一律の場合
- (2)－1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
 - 2 ボランティアなサービスを相互に提供し合う場合
- (3) 利用者からの給付がガソリン代実費、道路通行料、駐車料金(以上、特定費用)のみの場合
- (4)－1 市町の事業として市町の車両で実施されるなど、利用者の負担がゼロの場合
 - 2 自家輸送の場合(ホテルやゴルフ場の送迎など本来の利用料に差がない)
 - 3 子供の預かりや家事身辺援助等のサービスと一体的に行われる場合(ガソリン代設定なし)
 - 4 利用者の所有車両で送迎を行う場合

国土交通省通達(事務連絡/平成18年、一部改正/平成30年3月30日)国自旅 第338号 抜粋

(1)-1 利用者からの給付が好意に対する任意の謝礼と認められる場合

乗せてもらった人(利用者)が、あくまでも自発的に謝礼の趣旨でお金を差し出した場合

① 偶発的なケース

② 日頃からの運送のお礼にと、金銭が差し出されたようなケース

③ 利用者がガソリン代実費を払う際に「釣り銭の返却を求めず、運転者に受け取るよう申し出て、運転者が受け取った場合」
ただし、料金表や金額が明記されたパンフレット等がある場合は「自発的に」とはならない



(1)-2 地域づくりの一環として、利用する・しないに関わらず会費等が一律の場合

自治会・町内会やNPO等が運行の主体となって送迎を行い、乗る人も乗らない人も一丸となって運行を支えるために、運行に必要な経費を広く自治会費や会費で賄う場合

ただし、運賃表を定めていたり、会費やカンパ等として集めているものが運賃に相当する場合等は該当しない

(3)利用者負担が実際の運行に要したガソリン代、道路通行料、駐車料金のみの場合

「実際の運行に要したガソリン代」＝乗車中はもとより運転者の車庫等からの迎車及び終了後の車庫等までを含む

<ガソリン代の算出方法2事例>

- ① 走行距離÷燃費×1ℓあたりのガソリン価格
- ② 市町の実証実験の結果にもとづき1kmあたりのガソリン代を算出(定期的に実情との乖離がないか確認し、乖離があれば見直し)

(4)- 1 利用者負担がゼロの場合

市町の事業として、市町の保有車両で実施され、利用者からは一切の負担を求めない場合。ただし、介護保険制度の訪問介護による居宅介護で送迎を行い、公的な給付が適用される場合は、利用者の負担を求めなくても完全無償とは認められない。

<平成29年8月25日「国交省」通知> ボランティア団体等が、市区町村所有の車両を使うときは道路運送法上の許可・登録は不要。団体に対して車両の購入費や維持管理経費の全部や一部を補助する場合も同様。ただし、補助金に運転者の人件費や報酬が含まれる場合は登録等が必要。

(4)- 2 「自家輸送」の場合

デイサービスや授産施設、障害のある人の地域作業所、各種サロン等を運営する者が、施設の利用を目的として送迎にかかるコストを別途求めない場合も登録等は不要。ホテルや旅館、ゴルフ場の送迎等もこれに該当。

ただし、送迎を利用する人と利用しない人とで、サービス内容や利用料に差をつける場合は、送迎が1つの独立したサービスとみなされ、自家輸送と認められない。また、病院などの運営主体から委託を受けて送迎を行い、送迎に係る費用の全額を委託者や第三者が負担している場合は、登録等が必要。

(4)- 3 子どもの預かりや家事身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、送迎に対する固有の対価(ガソリン代等)の負担を求めない場合

草とりや掃除など送迎を行わないサービスと、車両を使って病院へ送迎するサービスが全て一律の利用料金となっていて、送迎した場合も(ガソリン代等)別料金の設定がない。

その他利用者負担が可能な費用

<仲介手数料> アプリを使うサービス(電話受付やサービス調整も該当＝国交省見解)ただし運転者に還流しない仕組みにする。

(4)- 4 利用者の所有車両で送迎を行う場合

運転を任せただけなので、報酬が支払われても登録や許可は不要。

(2) 介護保険制度と移動サービス

移動支援サービスを検討するときに、介護保険制度との連携を考えることで、運営費などについて補助(助成)を受けられることがあります。介護保険制度のうち、市町村の実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に、高齢者の移動支援に係るサービス類型があります。

介護保険事業から補助(助成)が受けられるの？

「介護予防・日常生活支援総合事業」(単に総合事業と呼ぶこともあります)とは、高齢者の生活支援の充実、支え合いの体制づくりなどを目指して、各市町村が実施する取り組みです。

移動支援サービスの利用者に要支援者などが多いようでしたら、この「介護予防・日常生活支援総合事業」から助成を受けられないか、市役所の福祉部局に相談してみましょう。

市町村ごとに取り組みが

違います



介護手前の人たちを支える
しくみのよね

介護予防・日常生活支援総合事業って？

この「介護予防・日常生活支援総合事業」は、一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業の2つから成り立っています。

「移動支援サービス」は、この介護予防・生活支援サービス事業の支援が必要になってきた人々を対象にした事業に「訪問型サービス」の一類型として整理されています(下表の下線部)。

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業

- 当該市町村のすべての介護保険第1号被保険者
- その支援のための活動に関わる人

1. 介護予防把握事業
2. 介護予防普及啓発事業
3. 地域介護予防活動支援事業
4. 一般介護予防事業評価事業
5. 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防・日常生活支援サービス事業

- 要支援認定を受けた人(家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった人等)
- 基本チェックリスト該当者(体の機能が衰えはじめた人等)

1. 訪問型サービス(家事手伝いなどの生活援助、体力改善に向けた相談指導や移動支援など)
2. 通所型サービス(体操やレク、運動器の機能向上プログラムなど)
3. その他の生活支援サービス(栄養改善のための配食、見守りなど)
4. 介護予防ケアマネジメント(一人一人の状態や環境に応じた目標の設定、目標達成のためのサービスの選択、介護予防に向けた取り組みの継続などに対する支援)

国土交通省発行「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」より

移動支援は住民主体のサービスです

各市町村では、支援が必要な人たちの多様なニーズに応えられるよう、実施するサービスの種類や、実施に必要な条件(従事者の資格や補助の金額など)を定めています。



これまで介護サービス事業所のみで提供されてきた要支援者向けの訪問介護や通所介護ですが、市町村事業へ移行することで、様々な担い手(NPOや自治会のような住民団体など)によるサービスの提供が可能となりました。

「移動支援」は、「訪問型サービスD」という名前(下表の下線部)で呼ばれています。地域の住民や自治会、NPOなどが主体となって、地域の移動ニーズに合わせたサービス内容(エリア、対象者、利用料など)を決定し、市町村から補助(助成)を受けて運営するサービスとして類型化されています。

どんな移動支援が訪問 D になるの？

訪問型サービスDは「介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援」と定義されています。



具体的には、以下2つのケースが「訪問型サービスD」として実施可能です。

- ケース① 通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援
- ケース② 通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を別主体が実施する場合の送迎

介護予防・日常生活支援サービス事業		基本的な提供主体	
		市・事業者	住民
訪問型サービス	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)	●	
	訪問型サービスB(住民主体による支援)		●
	訪問型サービスC(保健師等による居宅での相談指導等)	●	
	<u>訪問型サービスD(移動支援)</u>		●
通所型サービス	通所型サービスA(ミニデイサービス・運動・レクリエーション)	●	
	通所型サービスB(住民主体による運動や体操教室、通いの場)		●
	通所型サービスC(生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム)	●	

詳しく！訪問型サービス D

普通の移動支援サービスとの違いって？

それでは訪問型サービス D について、詳しく見ていきましょう。

他の移動支援サービスとの大きな違いは、介護保険制度のひとつですので、利用対象者が限られることです。なお、行き先は市町村の定めによります。

訪問型サービス D の利用対象者

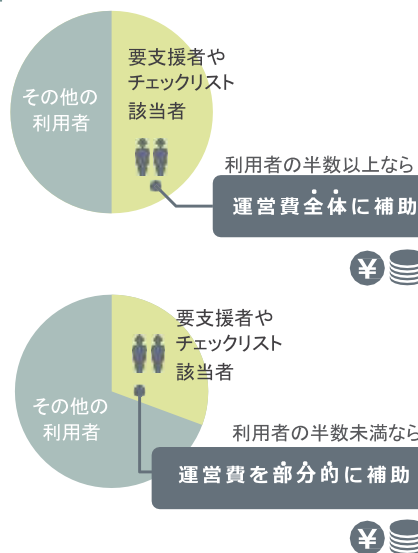
- 基本チェックリスト該当者
- 要支援 1、要支援 2
- さらに、介護予防ケアマネジメントを受けていることが必要

要支援者限定のサービスにしないとダメ？

「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象は、要支援者及び基本チェックリスト該当者に限られますが、事業として障害者等の要支援者等以外も含めた一体的な実施を行うことは可能です。

支援の対象の半数以上が、要支援者や基本チェックリストの該当者であれば、運営費全体に補助(助成)を受けることが可能です。

また、半数に達していなくても、部分的に事業費の補助を受けることが可能です。たとえば利用者10名のうち4名が要支援者(あるいは基本チェックリスト該当者)の場合、事業費の40%の範囲において運営費の補助を受けること等が可能とされています。詳細については市町村への確認が必要です。



Q. 訪問型サービス D なら市町村からの補助(助成)を受けられるの？

A. 訪問型サービス D の補助(助成)の実施は市町村の要綱によります。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、各市町村が主体となって地域のニーズに基づき策定している事業ですので、その内容は様々です。補助(助成)のためには、訪問型サービス D を市町村が要綱に位置づける必要がありますので、市町村へご相談ください。

また、訪問型サービス D には、各市町村が設けた基準(実施要件や補助要件など)があります。ニーズの照会や移動支援サービスの実施についての提案などは、各市町村の介護保険・高齢者担当部局にご相談ください。

補助の対象となる経費は？

ケース① 通院や買い物などの付き添い支援

通院や買い物等への移動を支援しますが、これは“付き添い支援”とみなされ、運営に必要な間接経費（予約の割り振りなどサービスの利用調整の件費等）が補助（助成）の対象です。

輸送に関する直接経費（車両維持購入費、燃料代、運転者への報酬といった運転する行為への件費など）は補助の対象とはなりません。

また、間接経費について補助を受け、利用者から受け取る金銭が燃料代、道路通行料及び駐車場料金の範囲内であれば、道路運送法の許可または登録は不要です。



補助対象になる	サービス運営に必要な間接費（予約の割り振りなどサービスの利用調整をする件費）など
補助対象にならない	輸送に関する直接経費（車両リース代や車検代などの車両維持費、燃料代など）
道路運送法の扱い	利用者から受け取る金銭が燃料代、道路通行料及び駐車場料金の範囲内であれば許可・登録は不要です。

ケース② 通所型サービス等における送迎を別主体が実施する場合の送迎

通所型サービス（たとえばサロンや体操教室）や一般介護予防事業への送迎で、目的地の主催者とは異なる主体が送迎だけ支援する場合、「訪問型サービスD」となり得ます。このケースでは、間接経費のほか、送迎にかかる実費や車両購入費なども補助（助成）の対象です。

【注意】補助対象は市町村が判断することとなっていますが、送迎の対価が補助対象に含まれている場合には、道路運送法上の許可または登録が必要になります。



補助対象になる	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス運営に必要な間接費（予約の割り振りなどサービスの利用調整をする件費）など ● 輸送に関する直接経費（車両リース代や車検代などの車両維持費、運転者への報酬といった運転する行為への件費など） ● 燃料代等送迎にかかる実費 ● 車両購入など
補助対象にならない	上記以外
道路運送法の扱い	送迎の対価を受け取った場合、許可または登録が必要となります。

(3) 道路運送法と介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業を活用して住民主体のサービスを実施する場合(市町が実施を決めれば)、事務所家賃やコーディネーター人件費等の補助を受けることができます。また、サロンや通いの場への送迎の場合は車両購入費を補助することも可能です。総合事業以外にも、一般財源を活用したり、都道府県や国の補助金・基金等を活用して、活動を立ち上げている事例も多数あります。いろいろな関係機関に相談して、活用できる財源を探しましょう。

<総合事業を活用した取組事例>

下表は、総合事業の実施活用事例を、道路運送法の類型別に分類したものです。総合事業については、訪問D(移動支援)のみでなく、生活支援全般を行うことを想定している訪問B、個別送迎を想定している訪問Dのケース1、通所型サービス等への送迎を想定している訪問Dのケース2、高齢者全般の通いの場の運営に付随して送迎を行う一般介護予防事業に大別することができます(通所Bに含まれる送迎は把握事例無し)。また、道路運送法上は、許可や登録を受付けている団体による実施もありますが、多くは道路運送法上の許可・登録不要の形態で実施されていることがわかります。

総合事業と道路運送法の類型(令和2年1月)

道路運送法の類型	許可・登録不要			登録	許可
	がリン代実費・有料道路・駐車料のみ	サロン送迎(自家輸送)	家事身辺援助等サービス(訪問B)一体型		
総合事業の類型					
訪問型サービスB			松戸市 吉見町 天童市 八王子市 花巻市 秋市		
訪問型サービスD(ケース1)	米原市 大網白里市 柏崎市		黒滝村 流山市 太子町 柏崎市 小野市 山形市	取手市 美郷町 若桜町 橋本市 御代田町 白老町	さつま町
訪問型サービスD(ケース2)	鶴岡市 桑名市 伊勢市	秦野市 網走市 長沼町 飯綱町 加東市 防府市 太子町 葉山町 函南町 藤枝市 浜松市 吉田町		和光市	川島町
一般介護予防事業 ※ケアマネジメント不要	神栖市 高根沢町 吉備中央町	国東市			
総合事業活用なし	富田林市 みやき町	岡山市南区	川越市 千葉市緑区		

※太子町は、実施主体によってサロン送迎と家事身辺援助等サービス一体型に分かれる

※全国移動サービスネットワーク調査(令和2年1月)

(4) 総合事業による補助可能な経費

訪問Dのケース1とケース2については、補助対象経費が異なります。他のサービス類型も含めて補助対象経費を○×表にまとめたのが下の表です。車両を使用することを想定していないサービス類型の場合、車両関係費を補助することはできないため「×」、地域支援事業実施要綱に可否が示されていない、あるいは、総合事業ガイドラインに関するQ & Aで「市町村判断」とされているものは「○(市町村判断)」としています。

実際には、訪問Bでもレンタカー代を賃借料として補助している市町があったり、訪問Dのケース1とケース2の両方を実施する想定で車両維持費を補助している市町があります。

総合事業の種類	訪問Dケース1) 通院や買物等	訪問Dケース2) 通所目的	訪問B	通所B	一般介護予防 事業
内容・目的地	通院等における送迎前後の付添支援(目的地はケアマネジメントによる)	通所Bや一般介護予防事業による通いの場の送迎を別主体が実施	(住民主体で)家事支援等生活支援の一部として送迎を実施	通所Bへの送迎(同一主体でも別主体でも)	通いの場への送迎(同一主体でも別主体でも)
補助が可能な経費	コーディネーター人件費	○	○	○	○(市町村判断)
	家賃・通信費等	○	○	○	○(市町村判断)
	車両維持購入費	×	○(市町村判断)	×	○(市町村判断)
	ガソリン代	×	○	×	○
補助対象となる利用者	要支援1、要支援2、基本チェックリスト該当者				高齢者は誰でも
ケアマネジメントの要否	要	要	要	要	不要
利用者負担 (登録不要の場合)	ガソリン代実費	ガソリン代実費	家事支援と同一の利用料	サロン利用料のみ	サロン利用料のみ

8 参考資料

道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について

道路運送法第2条第3項において、①他人の需要に応じ、②有償で、③自動車を使用して、④旅客を運送する、⑤事業を旅客自動車運送事業であると規定しており、①～⑤の要件全てに該当する場合は同法に基づく許可を受ける必要があります。

個別の旅客運送行為が、許可等を必要とする態様かどうかについては、最終的には個別に総合的に判断されますが、②の有償については客観的な判断が困難である場合も考えられることから、事案毎に許可等を要するか否かを例示しました。ご不明な点は、最寄りの運輸支局等にご相談下さい。

本パンフレットは、平成30年3月30日付事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」の内容をわかりやすく図化したものであり、新たな解釈を示したり、許可等を要しない範囲を変更するものではありません。

(1) サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合は許可等を要しません。

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は有償とは観念されないことから許可等は不要です。



ただし、以下の場合は有償であるとみなされ許可等を要することとなります。

予め運賃表などを定め金銭の收受が行われる場合。

料金表	大人	小人
～5km	200	100
5km～10km	300	150
10km～	400	200



会費として收受され、運送サービスの提供と会費の負担に密接な関係が認められる場合。

会費
1ヶ月 1,000円



「カンパ」などの運送とは直接関係のない名称を付して利用者から收受する金銭で、運送行為に対する反対給付と認められる場合。



「協賛金」、
「保険料」、
「カンパ」等

(2) サービスの提供を受けた者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合は許可等を要しません。

○日頃の移送の御礼として、自宅で採れた野菜を定期的の手渡す場合は有償とはみなされず、許可等を要しません。



○地域通貨の一種として、ボランティアなサービスを相互に提供しあう場であって、例えば、運送の協力者に対して1時間1点として点数化して積立て、将来自分が支えられる側になった際には、積立てておいた点数を用いて運送等のサービスを利用できる仕組み等、組織内部におけるボランティアサービスの提供を行う場合は有償とはみなされず、許可等を要しません。



※運送利用者は、運送者に点数を渡す。

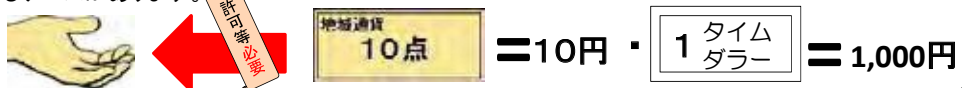


ただし、以下の場合は有償とみなされ許可等を要することとなります。

流通性、換金性が高い財産的価値を有する金券や、希少価値を有する財物等の收受は有償とみなされ、許可等が必要です。



サービスの交換にとどまる場合については原則として許可等は不要であるものの、有料で点数を購入して貰うなどの場合や、地域通貨といってもその対象サービス内容、流通範囲、交換可能な財・サービス内容に応じ、許可等が必要となるケースがあります。



(3) 実際の運送に要するガソリン代、有料道路使用料、駐車場代のみを収受する場合は許可等を要しません。



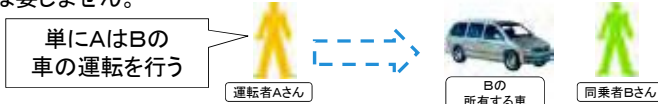
ガソリン代の算出にあたって
 登録又は許可が不要として認められるのは、実際の運行に要するガソリン代(乗車中のみ、乗降場所と車庫等の回送区間に係るものを含まず)であり、ガソリン代相当額ではありません。ガソリン代の算出方法は例えば以下の方法による可能性があります。
 【走行距離(km) ÷ 燃費(km/ℓ) × 1ℓあたりのガソリン価格(円/ℓ)】
 (それぞれの数値の算出根拠の例)
 ・走行距離 : 地図情報サイトで計測した距離
 ・燃費 : 自動車情報サイトで車種ごとに公表されている燃費
 ・ガソリン価格 : ガソリン価格調査機関が公表する価格

(4) 市町村の公共サービスを受けた者が対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合などは許可等を要しません。

○市町村の事業として、市町村の保有する自動車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合は許可等は要しません。



○利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任せただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転業務の提供に対する報酬であって送迎の対価とはなりません。よって、許可等は要しません。



※役員提供の態様等によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業と看做されることもあります。

○NPO法人等が地域住民の送迎サービスを提供する場合に、市区町村の自動車を利用する場合や当該NPO法人等の自動車の購入費や維持管理経費に対して市区町村から補助金が交付される場合は許可等は要しません。



○デイサービス、授産施設、障害者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコスト(ガソリン代等の実費も含む。)を利用者個々から収受しない場合にあっては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、許可等は要しません。



ただし、以下の場合は有償性があると認められ許可等を要することとなります。

<p>送迎者から利用者にガソリン代等と称して実費や運賃を要求する場合</p>	<p>施設等からの委託契約を受けて当該施設までの送迎を行う場合</p>	<p>訪問介護事業所が行う要介護者の送迎(介護保険給付が適用される場合)</p>
--	-------------------------------------	--

○子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、送迎に対する固有の対価(ガソリン代等の実費も含む。)の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の送迎とは解さず、許可等は要しません。



ただし、以下の場合は有償性があると認められ許可等を要することとなります。

<p>送迎を行う場合と行わない場合とで料金が異なる</p> <table border="1"> <tr><td>送迎付き</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>送迎無し</td><td>10,000円</td></tr> </table>	送迎付き	12,000円	送迎無し	10,000円	<p>送迎を利用する者と利用しない者との間のサービスに差を設ける</p> <table border="1"> <tr><td>送迎付き</td><td>マッサージ無し</td></tr> <tr><td>送迎無し</td><td>マッサージ有り</td></tr> </table>	送迎付き	マッサージ無し	送迎無し	マッサージ有り	<p>送迎に対する反対給付が特定される</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">請求書</td></tr> <tr><td>施設料</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>食事代</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>送迎料</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16,000</td></tr> </table>	請求書		施設料	10,000	食事代	4,000	送迎料	2,000	合計	16,000
送迎付き	12,000円																			
送迎無し	10,000円																			
送迎付き	マッサージ無し																			
送迎無し	マッサージ有り																			
請求書																				
施設料	10,000																			
食事代	4,000																			
送迎料	2,000																			
合計	16,000																			

法制度関連の発出文書や参考資料

●地域支援事業実施要綱（別記1 総合事業）

※平成18年6月9日付 老発第0609001号／厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」(平成31年4月26日改正)

●2017(平成29)年6月28日付 老発0628第9号／厚生労働省老健局長

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について」

●2017(平成29)年7月20日付 国総計第59号／国土交通省総合政策局交通計画課長

「高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備について」(「中間とりまとめ」含む)

●2017(平成29)年8月25日付 事務連絡／国土交通省自動車局旅客課長

「営利を目的としない互助による運送のためにNPOが市区町村の自動車を利用する場合等の取扱いについて」

●2017(平成29)年8月31日付 一部改正国自旅第147号／国土交通省自動車局長

「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針」
「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」

●2017(平成29)年9月29日付 老振発0929第1号／厚生労働省老健局振興課長

「介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスにおける訪問型サービスDの実施可能モデルについて」

●2018(平成30)年3月30日付 パンフレット／国土交通省交通計画課、旅客課

【高齢者の移動手段確保のための「互助」による輸送
～道路運送法上の許可・登録を要しない輸送の制度とモデルについて～】
【「交通」と「福祉」が重なる現場の方々へ
～高齢者支援サービスの提供に際しての交通・福祉 制度及び事業モデルの整理と解説～】

●2018(平成30)年3月30日付 通達／国土交通省自動車局旅客課長

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

●2019(令和元)年10月 パンフレット／国土交通省総合政策局交通政策課

「『交通』と『福祉』が重なる現場の方々へ～高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」

●全国移動サービスネットワーク発行者

<2017年度「訪問型サービスD等に関する調査研究及び創出支援」事業成果物(以下)>

- リーフレット「総合事業de移動・外出支援 Let's start」
- 「住民主体の移動・外出支援に関わる制度活用のヒント集 ーこんなお悩みありませんか?ー」
- 訪問型サービスD実施要綱・補助金交付要綱のつくり方
- 「訪問型サービスDに係る登録NPO等の意向調査」報告書
- 2017年度版・先行事例とサービス創出のプロセス、事例紹介・ヒアリング調査資料

<2016年度「訪問型サービスD等に係る市町意向調査および相談・開発支援」事業成果物

- 調査報告書
- リーフレット「総合事業で移動・外出支援を！～地域のニーズと資源に合わせて制度を使う～」

移動サービス創出に関する問合せ窓口

●地域公共交通に関するお問合せは…



静岡県交通基盤部都市局地域交通課
〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6
電話番号：054-221-3194
ファックス番号：054-221-2673
メール：koutu@pref.shizuoka.lg.jp

●住民主体の移動サービスに関するお問合せは…



静岡県健康福祉部福祉長寿局長寿政策課
〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6
電話番号：054-221-2442
ファックス番号：054-221-2142
メール：chouju@pref.shizuoka.lg.jp

●バス・タクシー・自家用有償旅客運送に関するお問合せは…



静岡運輸支局輸送・監査担当
〒422-8004 静岡市駿河区国吉田 2-4-25
電話番号：054-261-2898

9 移動支援サービス創出会議の実施内容、委員名簿

(1) 構成員概要

高齢者の移動サービス創出に関する関係機関の連携・強化とモデル事業の評価・検証等を目的として設置し、移動サービス創出に向け、取り組んできました。

(2) 構成員

区分	所属		役職	氏名
有識者	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク		理事	石山 典代
福祉機関	社会福祉法人天心会特別養護老人ホーム竜爪園(静岡県社会福祉法人経営者協議会)		地域福祉主任	福貴 稔
	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会		地域福祉課主幹	松浦 史紀
	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会		地域福祉推進課リーダー	雨宮 徹也
地域包括	磐田市中心部地域包括支援センター(静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会)		センター長	横山 千穂子
交通事業者	商業組合静岡県タクシー協会		事務局長	村上 雅則
	一般社団法人静岡県バス協会 ※(第1回:平野氏、第2回:堀内氏)		専務理事	平野 洋一 堀内 哲郎
当事者	公益社団法人認知症の人と家族の会静岡県支部		相談役	八木 敬
運輸行政	国土交通省中部運輸局静岡運輸支局		主席運輸企画専門官	小松田 始
市町行政	御殿場市	長寿福祉課	副主任	窪田 萌乃
		未来プロジェクト課	副主任	高木 裕輔
	島田市	包括ケア推進課	主事	小栗 教平
		生活安心課	課長補佐	松田 聡
	湖西市	長寿介護課	課長代理兼長寿係長	荻野 敏明
		産業振興課	課長代理	馬淵 豪
県行政	健康福祉部	福祉長寿局	局長	山内 章司
		福祉長寿局 長寿政策課	課長	藤野 勇人
	交通基盤部	都市局 地域交通課	課長	大倉 篤
	くらし・環境部	県民生活局 くらし交通安全課	課長	大村 彦彰

(3)開催状況

【令和元年度】

ア 第1回会議

日 時	令和元年5月27日(月) 15時～17時
場 所	レイアップ御幸町ビル(静岡市)
議 題	○地域における移動支援サービスの創出 ・実現モデル事業の方向性の共有・協力依頼 ・実現モデル事業対象地区の現状 ・高齢者の移動支援における各団体の取組や課題 ・実現モデル事業の効果的な進め方

イ 第2回会議

日 時	令和元年10月31日(木) 10時～12時
場 所	レイアップ御幸町ビル(静岡市)
議 題	○地域における移動支援サービスの創出 ・実現モデル選定市による実施状況報告 ・実現モデル事業の評価・検証 ・県内市町への横展開の方策検討

〈参考〉全国移動サービスネットワークと地域ネットワーク組織

全国に広がる地域のネットワーク組織

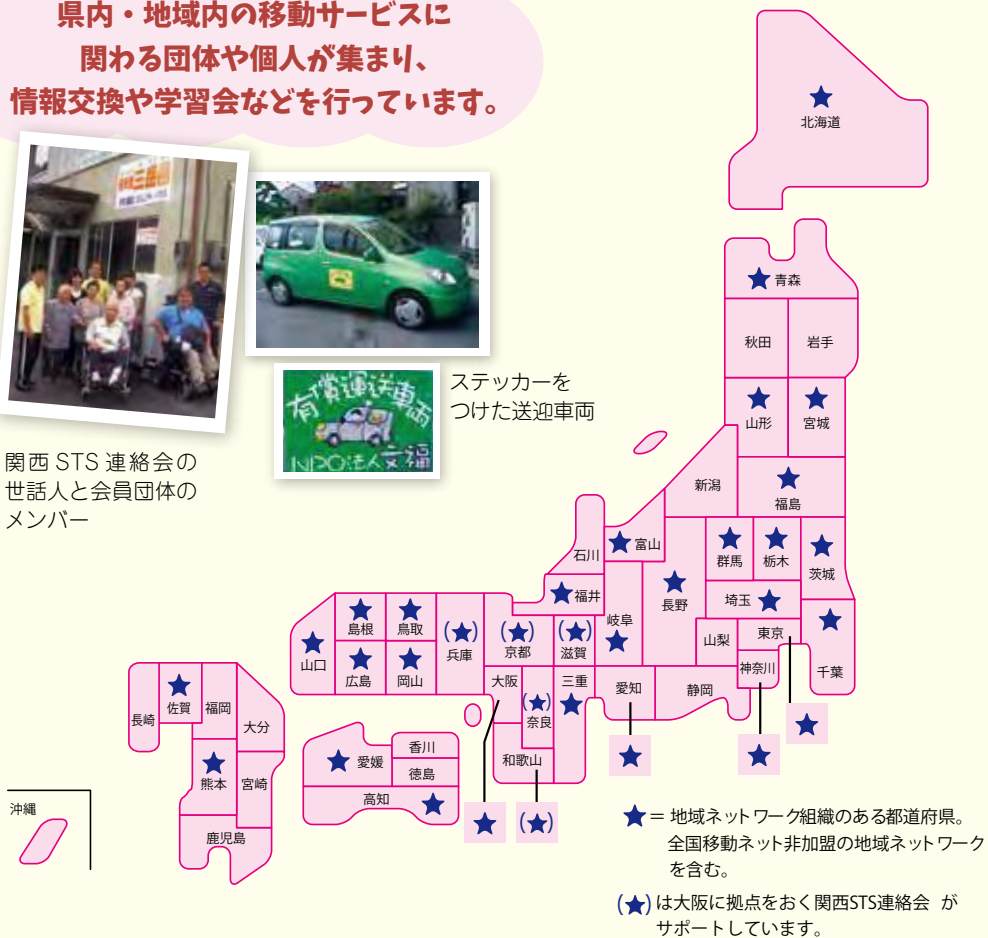
県内・地域内の移動サービスに関わる団体や個人が集まり、情報交換や学習会などを行っています。



関西 STS 連絡会の世話人と会員団体のメンバー



ステッカーをつけた送迎車両



地域ネットワーク組織の主な活動

- 移動サービスの地域ネットワーク組織は、福祉有償運送や公共交通空白地有償運送等、様々な形で移動サービスを行っている団体や個人で構成される緩やかな連合体です。(市町村社会福祉協議会やNPO 法人が主な構成員)
- 福祉有償運送運転者講習や、市町運営有償運送等運転者講習の実施機関として人材育成を行っている組織が半数以上です。

- 移動サービスの共通課題の解決や立ち上げ運営に役立つ情報を収集・発信するため、セミナー・シンポジウムを開催している組織もあります。
都道府県や市町と連携・協働して、新しい活動の創出に向けた出前講座やアドバイザー派遣等を行っている場合もあります。
※全国移動サービスネットワークに加盟していない団体も複数あります。

全国移動ネットのめざすもの

- 移動サービスの推進、支援を通じて誰もが自由に移動できる社会づくりをめざしています。高齢者、障害のある人などの移動困難者の移動を支援する団体等の中間支援組織として、各地で発生する移動の問題の解決に向けて、実践の中から提言や情報発信をしています。
- 身体的・精神的・経済的な理由によって公共交通機関の利用が困難な方々は数多く存在します。私たちは、自由に移動のできる社会をめざす多くの方々と連携・協働しながら、市民の生活権の一部である移動権の確立に寄与し、共生の社会を実現できるよう、次のような取組を行っています。

主な事業活動

- 国への提言・交渉：国土交通省や厚生労働省への要請書提出、情報提供等
- 人材育成・研修：自家用有償旅客運送の運転者向け講習会の開催
- 移動サービス立ち上げ支援：住民ワークショップ、アドバイザー派遣等
- 情報発信：移動サービス情報誌「モヴェーレ」年2回発行、運転者講習テキスト、地域支え合い型移動サービスガイドブック等
- 調査研究（先行事例の収集、アンケート調査等）
- 講師派遣（都道府縣市町および社会福祉協議会主催研修会等の依頼に応じた講師派遣）
- 被災地における移動支援活動

組織概要

- 会員数187団体（うち、地域ネットワーク組織22／令和2年1月現在）
- 理事43名
- 主な構成員 福祉有償運送の実施団体、国土交通大臣認定講習機関、移動サービスに関心のある個人・関係者

移動サービス創出に係る普及事例集

発 行：静岡県健康福祉部

受 託 者：特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク

発行時期：令和 2年 3月